

高松市・香南町合併協議会
第 9 回 会 議

附属資料（継続協議分）

目 次

1	「その他の福祉事業について」に関する資料（協議第 3 7 号資料）	1 ~ 2 4
2	「商工・観光関係事業について」に関する資料（協議第 3 9 号資料）	2 5 ~ 4 3
3	「農林水産関係事業について」に関する資料（協議第 4 0 号資料）	4 4 ~ 7 6
4	「学校教育事業について」に関する資料（協議第 4 2 号資料）	7 7 ~ 8 6

「その他の福祉事業について」に関する資料

遺族団体事業補助について	2
戦争犠牲者追悼式について	3
民生委員・児童委員活動事業について	4
特定疾患者援護事業について	5
原子爆弾被爆者援護事業について	6
災害援護関係について	7～8
ふれあいのまちづくり事業について	9
地域福祉計画について	10
社会福祉協議会運営補助等事業について	11～12
障害者小規模作業所助成事業について	13
福祉資金貸付金利子補給事業について	14
紙おむつ給付事業について	15
福祉タクシー事業について	16～17
福祉電話等貸与事業について	18
介護見舞金支給事業について	19
緊急通報装置貸与等事業について	20
住宅改造助成事業について	21
福祉金等支給事業について	22～23
寝たきり高齢者等寝具乾燥等事業について	24

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	遺族団体事業補助	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 遺族会事業補助	(補助団体名) 財団法人高松市遺族会 (補助対象事業) 戦没者の慰霊行事、援護相談事業などの年間活動事業 (補助額・率) 年額567,000円 柱数 1,952柱	該当なし。
2 日本戦災遺族会事業補助	(補助団体名) 社団法人日本戦災遺族会香川県支部 (補助対象事業) 戦災犠牲者慰霊祭、遺族相互の交流などの年間活動事業 (補助額・率) 年額209,000円	該当なし。
3 地区遺族会補助	(補助団体名) 地区遺族会(25地区) (補助対象事業) 各地区における戦没者の慰霊祭 (補助額・率) 1地区当り 柱数 × @250 + 20,000円	(補助団体名) 地区遺族会(2地区) (補助対象事業) 高松市と同じ。 (補助額・率) 由佐遺族会 50,000円 117柱 池西遺族会 50,000円 104柱

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
香南町では、遺族会事業補助及び日本戦災遺族会事業補助を実施していない。

対 応 策
香南町の地区遺族会については、高松市の地区遺族会として取り扱うものとする。 香南町の地区遺族会については、財団法人高松市遺族会への加入を促す。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	戦争犠牲者追悼式	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 内容	戦争犠牲者の冥福を祈るため、市主催の追悼式を開催するもの。	戦争犠牲者の冥福を祈るため、町主催の追悼式を開催するもの。
2 開催日及び場所	(開催日) 毎年10月中旬(平成16年度は10月13日) (場所) 高松市文化芸術ホール (平成15年度までは高松市立市民会館)	(開催日) 毎年9月中旬 (場所) 香南町中央公民館
3 対象者	太平洋戦争陸海軍犠牲者 6,751柱 市内の戦災犠牲者 1,359柱 市外の戦災犠牲者 46柱 <u>外地犠牲者 678柱</u> 計 8,834柱 参列者 約800人	香南町戦災犠牲者及び外地犠牲者 221柱 参列者 120人

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	民生委員・児童委員活動事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 委員数(定数)	656人(うち主任児童委員68人) 委員数の決定基準 中核市及び人口10万人以上の市に係る国の定数基準(170~360世帯ごとに民生委員・児童委員を1人)を踏まえ、地域性も考慮する中で、委員数を決定	18人(うち主任児童委員2人) 委員数の決定基準 町村に係る国の定数基準(70~200世帯ごとに民生委員・児童委員を1人)を踏まえ、委員数を決定
2 地区数	34地区	1地区
3 活動費	<ul style="list-style-type: none"> 委員活動費(1人当たり) 年額120,600円 会長活動費(1人当たり) 年額12,000円 地区協議会開催経費等(1地区当たり) 年額@6,500×委員数 地区協議会活動費等(1地区当たり) 年額@5,905×委員数+30,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 委員活動費(1人当たり) 年額73,000円 会長活動費(1人当たり) 年額8,000円 協議会開催経費等 実費を支給 協議会活動費等 実費を支給
4 研修事業	<ul style="list-style-type: none"> 県内で実施される研修事業 香川県民生委員児童委員協議会連合会に委託 県外で実施される研修への派遣 香川県社会福祉協議会に委託 	<ul style="list-style-type: none"> 県内で実施される研修事業 香川県民生委員児童委員協議会連合会と木田・香川地区協議会連合会に委託 県外で実施される研修への派遣 香川県社会福祉協議会と木田・香川地区協議会連合会に委託
5 民生委員推薦会	<ul style="list-style-type: none"> 委員定数 14人 委員報酬 @6,700 任期 H16.10.1~H19.9.30 	<ul style="list-style-type: none"> 委員 7名 委員報酬 @7,700 任期 H16.10.1~H.19.9.30
6 地区民生委員推薦準備会	<ul style="list-style-type: none"> 準備会 34地区 委員数 14人以内 準備会開催経費交付金 1,000円×委員数 任期 H16.9.1~H19.8.30 	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一した場合、香南町地区の民生委員が減員となる場合がある。 活動費に差異がある。 民生委員推薦会の委員報酬等に差異がある。 香南町では、地区民生委員推薦準備会が組織されていない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 香南町地区の民生委員数については、現行のとおりとする。 香南町民生委員推薦会は、高松市の地区民生委員推薦準備会として取り扱う。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業		部会名	健康福祉
分類	特定患者援護事業			
	現 況			
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 内容	原因が不明であって治療方法が確定していない、いわゆる難病のうち、特定の疾患に罹患している者に対し、 援護金を支給することにより、福祉の増進を図る。	該当なし。	香南町では、特定患者援護事業を実施していない。	
2 対象者要件	国の治療研究事業対象(45疾患)、県単独の治療研究事業対象(6疾患)の疾患に罹患している者 当該年度の市民税が非課税または均等割のみの者 市内に引き続き1年以上居住している者 上記 ~ の要件を全て満たしている者		対 応 策	
3 支給額等	患者1人につき年額10,000円		合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。 ただし、居住要件については、合併時に香南町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。	
			調 整 案	
			合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	原子爆弾被爆者援護事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 援護金	<p>(対象者要件) 被爆者健康手帳の交付を受けている者 市内に引き続き1年以上居住している者</p> <p>(支給額) 年額 15,000円/人</p>	<p>(対象者要件) 高松市と同じ。</p> <p>(支給額) 年額 10,000円/人</p>
2 死亡弔慰金	<p>(対象者要件) 援護金支給対象者が死亡した場合、その者の葬祭を行った者</p> <p>(支給額) 15,000円/人</p>	<p>(対象者要件) 高松市と同じ。</p> <p>(支給額) 10,000円/人</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
援護金及び死亡弔慰金の支給額に差異がある。

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ただし、居住要件については、合併時に香南町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目		24-9 その他の福祉事業		部会名	健康福祉
分類		災害援護関係			
		現況			
項目	高松市	香南町		問題点・課題	
1 災害時緊急物資備蓄事業	<p>(内容) 大規模災害発生時に、被災者及び避難者に対し、物資の流通が回復するまでの初期対応として緊急物資を備蓄する。</p> <p>(備蓄状況) 備蓄数量 想定被災者数7,000人 備蓄期間 平成15～19年度 備蓄物資 毛布、タオル、おむつ、アルファ米、レトルト食品、飲料水、食器セットなど 備蓄場所 小学校体育館16箇所、保健所、保健センター</p>	該当なし。		<p>・香南町では、災害時緊急物資備蓄事業を実施していない。</p> <p>・香南町では、小規模災害弔慰金及び小規模災害見舞金を支給していない。</p>	
2 災害弔慰金	<p>(内容) 対象災害となる災害で死亡した場合に、その遺族に対し災害弔慰金を支給する。</p> <p>(弔慰金額) 生計維持者・・・500万円 その他の者・・・250万円</p>	高松市と同じ。		<p>対応策</p> <p>高松市の制度に統一する。</p>	
3 災害障害見舞金	<p>(内容) 対象災害により負傷し、または疾病にかかり治ったときに、法に定める程度の障害がある者に対し、災害障害見舞金を支給する。</p> <p>(見舞金額) 生計維持者・・・250万円 その他の者・・・125万円</p>	高松市と同じ。			
4 災害援護資金貸付	<p>(内容) 対象災害により、住居等に被害を受けた世帯に再建のための資金を貸し付ける。</p> <p>(貸付額/例) 住居の全壊・・・250万円～350万円 住居の半壊・・・170万円～270万円</p> <p>(金利) 年3パーセント(据置期間中は無利子)</p> <p>(償還方法等) 年賦または半年賦,元利均等償還。10年</p>	高松市と同じ。		<p>調整案</p> <p>高松市の制度に統一する。</p>	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	災害援護関係	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
5 小規模災害弔慰金	(内容) 災害救助法の対象とならない小規模な災害により死亡した場合に弔慰金を支給する。 (弔慰金額) 1人当たり100,000円	該当なし。
6 小規模災害見舞金	(内容) 災害救助法の対象とならない小規模な災害により、住居の全損、半損または1ヶ月以上の負傷をした者に対し見舞金を支給する。 (見舞金額) 住居の全損・1世帯当たり50,000円 住居の半損・1世帯当たり30,000円 1ヶ月以上の負傷・1人当たり20,000円	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	ふれあいのまちづくり事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 目的	地域において様々な人々が交流し、助け合うとともに、関係機関や社会資源が有機的に連携することにより、高齢者、障害者、児童・青少年等に対し、地域に即した創意と工夫を行った福祉サービスを提供するとともに、それらを永続的かつ自主的に提供する体制の整備を図る。	該当なし。
2 事業内容	<p>(1) ふれあい相談センターの設置 広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言・指導を行い、その福祉の向上を図るため、高松市社会福祉協議会内に相談センターを設置している。</p> <p>・総合相談・年3回(専門委員による相談) ・弁護士相談・月1回(弁護士による相談) ・一般相談・毎週月・水・金</p> <p>(2) 社協広報誌「福祉だより」の発行 (3) 福祉協力校の指定</p>	
3 実施主体	社会福祉法人 高松市社会福祉協議会	
4 経費負担	事業費2,550,000円 市補助金 500千円 県社協 800千円 市社協 1,250千円	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	地域福祉計画	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 計画の概要等	「自助・公助・共助」の各種施策・活動の協働により、生活課題を解決し、誰もが住み慣れた地域でその人らしい安心のある生活をおくることができる地域社会の実現を目指し、平成16年度末を目途に計画の策定を行っている。	該当なし。 策定を検討中
2 推進体制	・庁内組織・地域コミュニティづくり推進本部 ・策定組織・地域福祉計画策定委員会 (公募委員2人を含む15人)	
3 策定スケジュール	・H15.8 計画策定要領の承認 ・H15.10 市民意識調査を実施 ・H16.1 地域福祉計画策定委員会の設置 ・H17.2 パブリックコメントの実施 ・H17.3 計画決定の予定	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
香南町では、地域福祉計画の策定を検討中である。

対 応 策
高松市の制度を適用する。 なお、高松市の地域福祉計画の見直し時において、香南町地域を含めた計画に改訂するものとする。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	社会福祉協議会運営補助等事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 目的	福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、または社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢、心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉の増進を図る。	高松市と同じ。
2 補助対象団体	<p>名称 社会福祉法人 高松市社会福祉協議会</p> <p>組織 会長1人、副会長3人、理事15人(会長、副会長を含む)、評議員40人 事務局 事務局長、事務局次長、事業課、総務課、在宅サービス課</p> <p>活動内容 ・介護保険事業 ・市委託事業 ・社協自主事業(生活福祉資金貸付、たすけ合い金庫、在宅福祉サービス事業、車椅子貸与事業、地域福祉権利擁護事業、ふれあいのまちづくり事業等)</p>	<p>名称 社会福祉法人 香南町社会福祉協議会</p> <p>組織 会長1人、副会長1人、理事 9人(会長、副会長を含む)、評議員 29人 事務局 事務局長、職員 2人、 介護保険事業等職員(ケアマネージャ4人、ヘルパー2人、その他2人)</p> <p>活動内容 ・介護保険事業 ・支援費事業 ・社協自主事業(訪問介護事業、福祉用具貸与事業、デイサービス事業等)</p>
3 補助内容	<p>運営補助 ・人件費補助 介護保険事業従事者以外の職員分を全額補助 ・管理費補助 管理委託費等について社会福祉協議会の全体予算に対する介護保険事業の割合に応じて補助。 ただし、補助対象、補助割合は毎年度見直し。 ・社会福祉協議会運営費補助 事業補助 ・在宅福祉サービス事業補助 ・福祉事業団体補助</p>	<p>運営補助 ・人件費補助 職員2人分を全額補助 ・事務局経費補助 全額補助 ・福祉センター建設費・管理費・償還金利息補助</p> <p>事業補助 ・ボランティア活動推進事業補助 ・訪問介護事業補助</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・補助内容及び委託事業内容に差異がある。 ・法律により、1自治体においては、1つの社会福祉協議会のみ設置できることとなっている。</p>

対 応 策
<p>社会福祉協議会への補助内容等については、社会福祉協議会の統合に伴い、香南町地域におけるサービス低下を招かないよう、両市町の社会福祉協議会の協議を踏まえ、合併時まで調整する。</p>

調 整 案
<p>社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、香南町地域におけるサービス低下を招かないよう、合併時まで調整する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	社会福祉協議会運営補助等事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
4 委託事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者入浴サービス事業 ・精神障害者ホームヘルプサービス事業 ・難病患者等ホームヘルプサービス事業 ・敬老会事業 ・老人介護支援センター事業 ・在宅介護者支援事業 ・福祉電話架設対象者連絡サービス業務 ・老人と地域の交流事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護事業 ・居宅介護支援事業 ・老人介護支援センター事業 ・通所介護事業 ・敬老事業 ・ふれあいサロン事業 ・給食サービス事業 ・福祉電話事業 ・福祉団体育成事業 ・心配ごと相談事業 ・共同募金事業

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	障害者小規模作業所助成事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 身体障害者 小規模作業所 助成事業	(内容) 雇用されることの困難な身体障害者を通所させて必要な訓練を行い、かつ就労の機会を提供する小規模作業所に、運営費の補助を行う。 (助成額) 対象施設 7施設 補助実績70,160千円 (平成15年度実績)	該当なし。
2 知的障害者 小規模作業所 助成事業	(内容) 雇用されることの困難な知的障害者を通所させて必要な訓練を行い、かつ就労の機会を提供する小規模作業所に、運営費の補助を行う。 (助成額) 対象施設 9施設 補助実績82,067千円 (平成15年度実績)	該当なし。
3 精神障害者 小規模作業所 助成事業	(内容) 雇用されることの困難な精神障害者を通所させて必要な訓練を行い、かつ社会復帰の促進を図る小規模作業所に、運営費の補助を行う。 (助成額) 対象施設 2施設 補助実績9,400千円 (平成15年度実績)	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	福祉資金貸付金利子補給事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町
1 障害者生活福祉資金貸付金利子補給事業	<p>(内容) 香川県社会福祉協議会が事業主体となり実施している生活福祉資金貸付事業の借受者のうち、障害者のみが借り受けできる資金の借受者に対し、償還利子相当額を補給する。</p> <p>(利子補給件数) 平成15年度実績 : 12件</p>	該当なし。
2 母子・寡婦福祉資金貸付金利子補給事業	<p>(内容) 母子・寡婦福祉資金の借受者に対し、償還利子相当額を補給する。</p> <p>(利子補給件数) 平成15年度実績 : 19件</p>	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	紙おむつ給付事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町
1 心身障害者(児)紙おむつ給付事業	<p>(対象者) 市内に住所を有する3歳～64歳の身体障害者手帳1級(下肢、体幹、内部)または療育手帳㊤の所持で、概ね6カ月以上寝たきりでおむつを必要とする者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下の者</p> <p>(給付方法等) 1月60枚の紙おむつを給付 (2カ月毎に、契約業者が配達)</p> <p>(登録人数) 平成15年度:192人</p>	<p>該当なし。</p>
2 寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業	<p>(対象者) 市内に住所を有する65歳以上の高齢者で、6カ月以上寝たきりまたは痴呆の状態にあり、おむつを必要とする者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下の者</p> <p>(給付方法等) 1月にパンツタイプに換算して60枚の紙おむつを給付(2カ月毎に契約業者が配達)</p> <p>(登録人数) 平成15年度:1,913人</p>	<p>(対象者) 要介護4又は5と判定された在宅の高齢者を現に介護している家族</p> <p>(所得要件) なし</p> <p>(給付方法等) 町民税非課税世帯に対しては、75,000円の範囲内の希望の介護用品を給付(保健センター付で受領) 町民税課税世帯に対しては、37,500円の範囲内で介護用品購入額の50%を助成</p> <p>(登録人数) 平成15年度:27人</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・香南町では、心身障害者(児)紙おむつ給付事業を実施していない。</p> <p>・寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業の対象者、所得要件及び給付方法等に差異がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、合併時に香南町地域において給付を受けている6カ月未満の寝たきり高齢者等については、合併後も給付するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、合併時に香南町地域において給付を受けている6カ月未満の寝たきり高齢者等については、合併後も給付するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業		部会名	健康福祉
分類	福祉タクシー事業			
現 況				
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 障害者福祉タクシー助成事業	<p>(目的) 障害者が社会生活上、外出する必要がある場合に、タクシー料金の一部を助成することにより、障害者の社会参加の促進を図る。</p> <p>(助成対象者) ・身体障害者手帳1級及び2級の者 ・療育手帳㊦及びAの者 ・常時車いすを使用している者 ・精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の者</p> <p>(助成内容) 1枚500円(精神障害は550円、車椅子は+500円)のチケットを年間30枚または15枚交付する。 30枚 身体障害者手帳1級、療育手帳㊦、車椅子、精神障害者保健福祉手帳1級 15枚 上記以外の者</p> <p>(助成方法) 利用者はタクシー料金を支払う際に市から交付された福祉タクシー券を渡し、助成額を差し引いた料金を支払う。(市は回収されたタクシー券の枚数に応じ、タクシー協会等に支払う。)</p> <p>(助成実績) 3,400人 (平成15年度)</p>	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業		部会名	健康福祉
分類	福祉タクシー事業			
	現 況			
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
2 高齢者 福祉タクシー 助成事業	<p>(目的) 外出することが難しい在宅高齢者に、タクシー料金の一部を助成することにより、高齢者の外出支援を図る。</p> <p>(助成対象者) 65歳以上で要介護認定(要介護1～5)を受けている市民税非課税の在宅の高齢者</p> <p>(助成内容) 年間15枚交付する。 (1枚当たり法人タクシー550円、個人タクシー540円 身体障害者手帳・療育手帳所持者500円)</p> <p>(助成方法) 利用者はタクシー料金を支払う際に市から交付された福祉タクシー券を渡し、助成額を差し引いた料金を支払う。(市は回収されたタクシー券の枚数に応じ、タクシー協会等に支払う。)</p> <p>(助成実績) 2,098人 (平成15年度)</p>	該当なし。		
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	福祉電話等貸与事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町
1 障害者福祉電話等貸与事業	<p>(内容) 市内に住所を有する所得税を課されていない電話未所有で、ひとり暮らしの外出困難な重度障害者または難聴者に対して、電話またはファクシミリの貸与を行う。</p> <p>(実施主体) 高松市</p> <p>(貸与台数) 平成15年度:12台</p>	<p>該当なし。</p>
2 高齢者福祉電話等貸与事業	<p>(内容) 市内に住所を有する所得税を課されていない電話未所有で、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対して電話の貸与を行う。</p> <p>(実施主体) 高松市</p> <p>(貸与台数) 平成15年度:184台</p>	<p>(内容) 町内に住所を有するひとり暮らし高齢者等で自力で、電話を所有することが困難な高齢者等に対して、電話の貸与を行う。</p> <p>(実施主体) 香南町社会福祉協議会</p> <p>(貸与台数) 平成15年度:2台</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・香南町では、障害者福祉電話等貸与事業を実施していない。</p> <p>・高齢者福祉電話等貸与事業について、実施主体に差異がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	介護見舞金支給事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 南 町
1 在宅重度障害者介護見舞金支給事業	<p>(内容) 身体障害者手帳1級及び2級を所持し日常生活動作評価表8点以上、療育手帳④及びAまたは、精神障害者保健福祉手帳1級を所持し日常生活能力判定表12点以上の20歳～64歳の在宅重度障害者を常時介護している者に対し、介護見舞金を支給する。</p> <p>(居住要件) 市内に1年以上住所を有する者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下</p> <p>(支給額) 月額6,000円</p> <p>(支給実績) 平成15年度:173人</p>	<p>該当なし。</p>
2 在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業	<p>在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金</p> <p>(内容) 65歳以上の在宅の寝たきり・痴呆性高齢者を介護している家族に対し、介護見舞金を支給する。</p> <p>(居住要件) 市内に1年以上住所を有する者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下</p> <p>(支給額) 月額6,000円</p> <p>(支給実績) 平成15年度:892人</p>	<p>家族介護慰労金</p> <p>(内容) 要援護高齢者等(要介護認定4または5と判定され、1年間介護保険のサービス(年間1週間程度のショートステイの利用は除く。)を受けなかった、過去においておおむね3ヶ月以上の長期入院をしていない、町民税非課税世帯の在宅の者)を常時介護している者(要援護高齢者等と同居する者で、在宅で介護している者)に慰労金を支給する。</p> <p>(居住要件) 町内に住所を有する者</p> <p>(所得要件) 町民税非課税世帯</p> <p>(支給額) 年額10万円</p> <p>(支給実績) 平成15年度:0人</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・香南町では在宅重度障害者介護見舞金支給事業を実施していない。</p> <p>・在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業について、内容、居住要件、所得要件及び支給額に差異がある。</p>

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、居住要件については、合併時に香南町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	緊急通報装置貸与等事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 南 町
1 身体障害者 緊急通報装置 貸与等事業	<p>(対象者) 市内に住所を有するひとり暮らし重度身体障害者</p> <p>(内容) 緊急通報装置の貸与または給付</p> <p>(通報システム) 消防局通報方式 通報 消防局 (安否確認) 出勤</p> <p style="text-align: right;">協力者へ連絡 関係者へ連絡</p> <p>(貸与台数) 15台(平成15年度末現在)</p>	<p>該当なし。</p>
2 高齢者緊急 通報装置貸 与等事業	<p>(対象者) おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者</p> <p>(内容) 緊急通報装置の貸与または給付</p> <p>(通報システム) 消防局通報方式 通報 消防局 (安否確認) 出勤</p> <p style="text-align: right;">協力者へ連絡 関係者へ連絡</p> <p>(貸与台数) 1,580台(平成15年度末現在)</p> <p>(給付台数) 112台(平成15年度末現在)</p>	<p>(対象者) 高松市と同じ。</p> <p>(内容) 緊急通報装置の貸与</p> <p>(通報システム) 安全センター通報方式 通報 安全センター (安否確認) 出勤要請</p> <p style="text-align: right;">必要に応じ協力者へ確認依頼</p> <p>(貸与台数) 19台(平成15年度末現在)</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・香南町では、身体障害者緊急通報装置貸与等事業を実施していない。</p> <p>・高齢者緊急通報装置貸与等事業について、内容及び通報システムに差異がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香南町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香南町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	住宅改造助成事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 内容	身体が虚弱な高齢者または重度障害者の自立を助長するため、自宅を改造する場合に、住宅改造費の一部を助成する。	身体が虚弱な高齢者または重度障害者と同居する世帯に対し高齢者、障害者の自立を助長するとともに、介護者の負担の軽減を図るため、自宅を改造する場合に、住宅改造費の一部を助成する。
2 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で寝たきりまたは準寝たきり状態の者 ・視覚または肢体の身体障害者手帳1～2級もしくは療育手帳①・Aの障害者 ・その他市長が特に必要と認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で介護を必要とする者 ・身体障害者手帳1～3級の交付を受け介護を必要とする者 ・その他町長が特に必要と認める者
3 居住要件	市内に1年以上住所を有する者	町内に1年以上住所を有する者
4 所得要件	生計中心者の前年所得が500万円以下	生計中心者の前年所得が800万円以下
5 対象工事	改造工事 新築・増築または全面的な改築工事を除く	高松市と同じ。
6 助成金額等	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯、所得税非課税世帯： 対象工事費用の3/4の額(限度額750千円) ・その他の世帯 対象工事費用の1/2の額(限度額500千円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・改造箇所ごとの基準額の80% (限度額1,000千円)
7 助成実績	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者171件 ・障害者 23件 (平成15年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者 8件 ・障害者 0件 (平成15年度実績)

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
対象者、所得要件及び助成金額等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、居住要件については、合併時に香南町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	福祉金等支給事業	
現況		
項目	高松市	香南町
1 内容	高齢者、障害者、障害児及び母子家庭児等に対し、市民福祉金を支給することにより福祉の増進を図る。	高齢者、障害児、身体障害者及び児童福祉施策を必要とする児童に対して福祉年金を支給することにより、社会福祉の増進を図る。
2 福祉金等の種別	(1) 敬老祝金 (2) 障害者福祉金 (3) 障害児福祉金 (4) 母子家庭児等福祉金	(1) 老齢年金 (2) 身体障害者年金 (3) 障害児福祉年金 (4) 児童福祉年金
3 支給額・支給実績	(1) 敬老祝金 77歳 年額10,000円(2,807人) 88歳 年額20,000円(791人) 99歳以上 年額30,000円(91人) (2) 障害者福祉金 年額15,000円(8,428人) (3) 障害児福祉金 年額20,000円(502人) (4) 母子家庭児等福祉金 年額15,000円(3,604人) <p style="text-align: right;">平成15年度実績</p>	(1) 老齢年金 月額 2,500円(年額30,000円)(0人) (2) 身体障害者年金 1級 月額3,400円(年額40,800円)(1人) 2級 月額2,700円(年額32,400円)(0人) 3級 月額2,200円(年額26,400円)(2人) (3) 障害児福祉年金 身体1級～3級 } 月額2,200円(年額26,400円)(1人) 知的㉠～㉢ } 精神1級・2級 } (4) 児童福祉年金 両親喪失者 月額3,400円(年額40,800円)(0人) 片親喪失者 月額2,200円(年額26,400円)(5人) <p style="text-align: right;">平成15年度実績</p>
4 居住要件	市内に1年以上住所を有する者	町内に1年以上住所を有する者
5 所得等要件	該当なし。	公的年金・手当受給者を除く

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
対象者、所得等要件及び支給金額に差異がある。

対応策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域の児童福祉年金の現受給者のうち、合併後に対象者の要件を欠くこととなる者については、香南町の制度における年齢要件を適用し、対象者とみなすものとする。 また、居住要件については、合併時に香南町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。

調整案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域の児童福祉年金の現受給者のうち、合併後に対象者の要件を欠くこととなる者については、香南町の制度における年齢要件を適用し、対象者とみなすものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	福祉金等支給事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
6 対象者要件	<p>(1) 敬老祝金 77歳, 88歳, 99歳以上の者</p> <p>(2) 障害者福祉金 ・身体障害者手帳所持者 1～3級の者 ・療育手帳所持者 ㉠、A、㉡の者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 1～2級の者</p> <p>(3) 障害児福祉金 ・身体障害者手帳所持者1～3級で20歳未満の者 ・療育手帳所持者㉠、A、㉡で20歳未満の者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者1～2級で20歳未満の者</p> <p>(4) 母子家庭児等福祉金 ・父母又はそのいずれかが死亡もしくは3年以上生死が明らかでない義務教育終了前の者 ・児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手当の支給を現に受けている母又は養育者の監護・養育を受けている義務教育終了前の者</p>	<p>(1) 老齢年金 満75歳以上の者</p> <p>(2) 身体障害者年金 身体障害者手帳所持者 1～3級の者</p> <p>(3) 障害児福祉年金 高松市と同じ。</p> <p>(4) 児童福祉年金 両親または片親を交通事故などにより失った満18歳未満の遺児</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	寝たきり高齢者等寝具乾燥等事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 南 町
1 対象者	おおむね65歳以上の寝たきり高齢者で、市民税非課税世帯の者	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる身体障害者であって、老衰、心身の障害等により衛生管理が困難な者
2 事業内容	乾燥消毒または水洗いを月1回実施(水洗いは年4回まで) 1回当たり掛ふとん2枚、敷ふとん1枚、毛布1枚	乾燥消毒または水洗いを年2回まで 1回当たり掛ふとん1枚、敷ふとん1枚、毛布1枚の3点または掛ふとん1枚、敷ふとん1枚、毛布1枚、マットレス1枚の4点
3 費用負担	市 全額 利用者 なし	町 利用者負担を除いた額 利用者 掛ふとん、敷ふとん、毛布:600円 掛ふとん、敷ふとん、毛布、 マットレス:1,000円

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
対象者、事業内容及び費用負担に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

「商工・観光関係事業について」に関する資料

中小企業指導団体等育成について	26
中小企業勤労者福祉制度について	27~29
企業誘致推進について	30
中小企業等融資制度について	31~32
計量検査事業について	33
勤労者住宅融資資金貸付制度について	34
高松テルサ運営事業について	35
観光振興計画について	36
観光イベント振興事業について	37~38
観光協会等の育成について	39
観光施設運営等事業について	40
地域交流施設運営等事業について	41
自然歩道管理事業について	42
競輪運営事業について	43

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業	
分類	中小企業指導団体等育成	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 中小企業指導団体補助	中小企業振興条例第6条の指定による7団体に同施行規則第4条の規定により算定し、予算の範囲内で助成を行っている。 高松商工会議所 高松市山田商工会 香川県中小企業団体中央会 高松市商店連盟 香川県漆器工業協同組合 高松たばこ販売協同組合 独立行政法人日本貿易振興機構香川貿易情報センター	香南町商工業振興条例第3条、第4条の規定に基づき、予算の範囲内で助成を行っている。 香南町商工会 平成15年度補助金額2,600千円 所在地 香南町大字由佐1402番地8 会員数 190人(町内事業所数445:H13年度現在) 職員 3人(常勤) 高松たばこ販売協同組合
2 香川県中小小売商団体連合会補助	香川県中小小売商団体連合会の中小小売業者に対する振興業務に助成する。	該当なし。
3 高松生鮮三品連絡協議会共同事業補助	高松食肉事業、高松青果商業、高松鮮魚で構成する高松生鮮三品連絡協議会が開催する高松生鮮三品まつりに対して消費拡大と業界の振興のため助成する。	該当なし。
4 香川県生活衛生協会事業補助	香川県生活衛生協会に対して、生活衛生業者の知識向上、経営基盤の確立、労働力の確保等事業のため助成する。	該当なし。
5 高松職業安定協会補助	労働力確保対策や雇用促進事業を行っている高松職業安定協会に補助金を交付している。	該当なし。
6 審議会	(名称) 高松市中小企業振興審議会 (委員構成) 学識経験者から10人以内	(名称) 香南町商工業振興審議会 (委員構成) 8人以内 町議会議員(2人)、商工会役員(2人)、 学識経験者(4人)

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・補助対象及び補助内容が異なる。 ・審議会に差異がある。

対 応 策
・商工会については、速やかな統合を促す。 ・香南町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。 なお、合併後において、県の補助制度の動向や商工会の統合状況などを総合的に勘案する中で、団体の活動に支障が生じないよう適切な検討を行うものとする。 ・香南町商工業振興審議会については、高松市中小企業振興審議会に統合するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、香南町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業		部会名	産 業																			
分類	中小企業勤労者福祉制度																						
現 況																							
項 目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題																				
1 目的	高松市中小企業勤労者福祉共済条例に基づき実施している。市内の中小企業の事業主と従業員が共同し、市が協力して個々の企業では実施が困難な福利厚生事業を行い、中小企業で働く従業員の福祉の増進を図り、中小企業の振興に寄与する。	該当なし。																					
2 加入対象	常時雇用する従業員の数が300人以下の中小企業で、市内に主たる事業所を有する事業主																						
3 制度の仕組み	事業主がすべての従業員を被共済者として加入し、その者を対象に市が給付・貸付・福利の3事業を実施している。																						
4 加入負担金	(入会金) 無料 (掛金) 従業員1人につき 500円/月 (ただし、事業主が2分の1を負担する。)																						
5 加入状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>事業所(箇所)</th> <th>従業員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>185</td> <td>1,546</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>125</td> <td>1,148</td> </tr> <tr> <td>卸小売業</td> <td>210</td> <td>1,869</td> </tr> <tr> <td>運輸通信業</td> <td>17</td> <td>279</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>266</td> <td>2,921</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>803</td> <td>7,763</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成15年7月1日 現在)</p>	業種			事業所(箇所)	従業員数(人)	建設業	185	1,546	製造業	125	1,148	卸小売業	210	1,869	運輸通信業	17	279	サービス業	266	2,921	計	803
業種	事業所(箇所)	従業員数(人)																					
建設業	185	1,546																					
製造業	125	1,148																					
卸小売業	210	1,869																					
運輸通信業	17	279																					
サービス業	266	2,921																					
計	803	7,763																					
			調 整 案																				
			高松市の制度を適用する。																				

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業																																																			
分類	中小企業勤労者福祉制度																																																			
現 況																																																				
項 目	高 松 市	香 南 町																																																		
6 給付事業	<p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>給付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>結 婚 祝 金</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>出 産 祝 金</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>小 中 学 校 入 学 祝 金</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">死亡弔慰金</td> <td>被 共 済 者</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>配 偶 者</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>1 親 等 の 血 族 の 者</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">傷病見舞金</td> <td>業 務 上 欠 勤 30 日 以 上</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>業 務 上 欠 勤 90 日 以 上</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>業 務 外 欠 勤 30 日 以 上</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>災 害 見 舞 金</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">永年勤続慰労金</td> <td>被 共 済 者 期 間 5 年</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>被 共 済 者 期 間 10 年</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>被 共 済 者 期 間 20 年</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>勤 労 青 少 年 奨 学 金</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>技 能 修 得 奨 学 金</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">退職せん別金</td> <td>被 共 済 者 期 間</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>3 年 以 上 5 年 未 満</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>5 年 以 上 10 年 未 満</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>10 年 以 上 15 年 未 満</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>15 年 以 上 20 年 未 満</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>20 年 以 上 25 年 未 満</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>25 年 以 上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種 類	給付金額	結 婚 祝 金	20,000	出 産 祝 金	10,000	小 中 学 校 入 学 祝 金	10,000	死亡弔慰金	被 共 済 者	100,000	配 偶 者	20,000	1 親 等 の 血 族 の 者	10,000	傷病見舞金	業 務 上 欠 勤 30 日 以 上	20,000	業 務 上 欠 勤 90 日 以 上	50,000	業 務 外 欠 勤 30 日 以 上	10,000	災 害 見 舞 金	100,000	永年勤続慰労金	被 共 済 者 期 間 5 年	10,000	被 共 済 者 期 間 10 年	10,000	被 共 済 者 期 間 20 年	20,000	勤 労 青 少 年 奨 学 金	15,000	技 能 修 得 奨 学 金	5,000	退職せん別金	被 共 済 者 期 間	5,000	3 年 以 上 5 年 未 満	10,000	5 年 以 上 10 年 未 満	30,000	10 年 以 上 15 年 未 満	50,000	15 年 以 上 20 年 未 満	100,000	20 年 以 上 25 年 未 満	120,000	25 年 以 上	
種 類	給付金額																																																			
結 婚 祝 金	20,000																																																			
出 産 祝 金	10,000																																																			
小 中 学 校 入 学 祝 金	10,000																																																			
死亡弔慰金	被 共 済 者	100,000																																																		
	配 偶 者	20,000																																																		
	1 親 等 の 血 族 の 者	10,000																																																		
傷病見舞金	業 務 上 欠 勤 30 日 以 上	20,000																																																		
	業 務 上 欠 勤 90 日 以 上	50,000																																																		
	業 務 外 欠 勤 30 日 以 上	10,000																																																		
災 害 見 舞 金	100,000																																																			
永年勤続慰労金	被 共 済 者 期 間 5 年	10,000																																																		
	被 共 済 者 期 間 10 年	10,000																																																		
	被 共 済 者 期 間 20 年	20,000																																																		
勤 労 青 少 年 奨 学 金	15,000																																																			
技 能 修 得 奨 学 金	5,000																																																			
退職せん別金	被 共 済 者 期 間	5,000																																																		
	3 年 以 上 5 年 未 満	10,000																																																		
	5 年 以 上 10 年 未 満	30,000																																																		
	10 年 以 上 15 年 未 満	50,000																																																		
	15 年 以 上 20 年 未 満	100,000																																																		
	20 年 以 上 25 年 未 満	120,000																																																		
25 年 以 上																																																				

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業															
分 類	中小企業勤労者福祉制度																		
現 況																			
項 目	高 松 市		香 南 町																
7 貸付事業	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>普通貸付</td> <td>特別貸付</td> </tr> <tr> <td>資金用途</td> <td>生活資金</td> <td>住宅資金</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>勤続2～5年未満 :50万円 5年以上:70万円</td> <td>勤続5年以上: 600万円</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>3.6%</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>60か月以内</td> <td>240か月以内</td> </tr> </table>		名称	普通貸付	特別貸付	資金用途	生活資金	住宅資金	限度額	勤続2～5年未満 :50万円 5年以上:70万円	勤続5年以上: 600万円	利率	3.6%	3.0%	償還期間	60か月以内	240か月以内		
名称	普通貸付	特別貸付																	
資金用途	生活資金	住宅資金																	
限度額	勤続2～5年未満 :50万円 5年以上:70万円	勤続5年以上: 600万円																	
利率	3.6%	3.0%																	
償還期間	60か月以内	240か月以内																	
8 福利事業	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>事業内容</td> </tr> <tr> <td>旅行事業</td> <td>日帰りバス旅行(4コース) 泊旅行(4コース)</td> </tr> <tr> <td>文化教養事業</td> <td>ガーデニング教室、洋菓子教室、 絵手紙教室、ネイルアート教室、 フラワーアレンジメント教室、 パッチワーク教室、トールペイント教室等</td> </tr> <tr> <td>スポーツ・レジャー事業</td> <td>ヨーガ教室、ハワイアンダンス 教室、ボウリング大会、スキー 教室等</td> </tr> <tr> <td>各種割引・助成制度</td> <td>プール、テニスコート、トレーニング室、 オレンジパーク、スケート場、県民 ホール公演、塩江温泉入湯所、 映画館、人間ドック受診、 旅行者ハック、旅行、レジャー施設、 宿泊施設等</td> </tr> <tr> <td>スポーツ用具等貸出事業</td> <td>ソフトボール用具、キャンプ用具</td> </tr> </table>		事業名	事業内容	旅行事業	日帰りバス旅行(4コース) 泊旅行(4コース)	文化教養事業	ガーデニング教室、洋菓子教室、 絵手紙教室、ネイルアート教室、 フラワーアレンジメント教室、 パッチワーク教室、トールペイント教室等	スポーツ・レジャー事業	ヨーガ教室、ハワイアンダンス 教室、ボウリング大会、スキー 教室等	各種割引・助成制度	プール、テニスコート、トレーニング室、 オレンジパーク、スケート場、県民 ホール公演、塩江温泉入湯所、 映画館、人間ドック受診、 旅行者ハック、旅行、レジャー施設、 宿泊施設等	スポーツ用具等貸出事業	ソフトボール用具、キャンプ用具					
事業名	事業内容																		
旅行事業	日帰りバス旅行(4コース) 泊旅行(4コース)																		
文化教養事業	ガーデニング教室、洋菓子教室、 絵手紙教室、ネイルアート教室、 フラワーアレンジメント教室、 パッチワーク教室、トールペイント教室等																		
スポーツ・レジャー事業	ヨーガ教室、ハワイアンダンス 教室、ボウリング大会、スキー 教室等																		
各種割引・助成制度	プール、テニスコート、トレーニング室、 オレンジパーク、スケート場、県民 ホール公演、塩江温泉入湯所、 映画館、人間ドック受診、 旅行者ハック、旅行、レジャー施設、 宿泊施設等																		
スポーツ用具等貸出事業	ソフトボール用具、キャンプ用具																		
			問 題 点 ・ 課 題																
			対 応 策																
			調 整 案																

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業	
分類	企業誘致推進	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 条例名	高松市先端技術工場等立地促進条例	香南町企業設置奨励条例
2 目的	先端技術工場、高度情報処理事業所及び試験研究施設の立地を促進し、産業の高度化及び活性化ならびに雇用機会の拡大を図り、もって市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。	町内に事業所等を設置する企業に対して必要な措置を講じ、産業の振興と雇用の増大を図ることにより、住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。
3 対象業種 (助成企業の指定)	環境保全について適切な措置が講ぜられ、市民生活の安定向上に寄与すると認められる先端技術工場、高度情報処理事業所、試験研究施設を設置・増設する企業であること。	環境保全について適切な措置が講ぜられ、かつ事業所の設置が雇用の増大と住民の福祉の増進に寄与するものと認められるもので、日本産業分類大分類(農業、林業、漁業、鉱業、複合サービス業、公務を除く)で分類される事業を行う企業。
4 交付条件	条例で定める 1 延べ面積 2 投下固定資産額 3 常用雇用者 の条件を満たすものであること。	条例で定める 1 延べ面積 (新設:敷地面積3,000㎡以上で、建築延面積1,000㎡以上) (増設:増設に係る建築延面積1,000㎡以上) 2 常用雇用者 (新設:新規雇用従業員10名以上) (増設:新規雇用従業員5名以上) の条件を満たすものであること。
5 奨励内容	1 先端技術工場 = 1工場につき1億円 2 高度情報処理事業所 = 1事業所当たり5,000万円 3 試験研究施設 = 1施設当たり5,000万円 を限度額として補助を行う。	新設及び増設に対して賦課される固定資産税の年額を奨励金として、3年間交付する。ただし、賦課される固定資産税の年額が500万円を超える場合は、500万円を限度とする。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・制度の内容に差異がある。 ・高松市の制度に統一すると、合併時において、香南町地域の設置奨励金の交付企業に対して、対策が必要となる。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、合併時に香南町の企業設置奨励条例に基づき、奨励金の交付を受けている企業については、助成期間が満了するまでの間、現行の香南町の制度を適用するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、合併時に香南町の企業設置奨励条例に基づき、奨励金の交付を受けている企業については、助成期間が満了するまでの間、現行の香南町の制度を適用するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 12 商工・観光関係事業		部会名	産業
分類		中小企業等融資制度			
現況					
項目	高松市	香南町		問題点・課題	
1 審査機関	<p>1 中小企業融資審査委員会 該当なし。</p> <p>2 同和対策小規模企業融資審査会 (委員) 同和対象地区の自治会長</p>	<p>1 中小企業融資審査委員会 (委員構成) 町議会議員 2名、金融機関の役職員 1名 商工会代表 2名、町職員 1名</p> <p>2 同和対策小規模企業融資審査委員会 (委員) 町議会議員、金融機関の役職員 同和対策協議会委員、町職員</p>		<p>・高松市では、中小企業融資審査委員会がない。</p> <p>・中小企業融資の内容に差異がある。</p> <p>・香南町では、中小企業公害防止施設整備資金融資及び中小企業団体等融資を実施していない。</p>	
2 中小企業融資	<p>中小企業融資規程に基づき事業資金を融資し、育成振興を目的とする。</p> <p>【小口資金】 (資金用途) 運転資金・設備資金 (融資金額) 700万円以内</p> <p>【特別小口資金】 (資金用途) 運転資金・設備資金 (融資金額) 500万円以内</p> <p>【開業資金】 (資金用途) 運転資金・設備資金 (融資金額) 500万円以内</p>	<p>中小企業融資条例に基づく県保証協会への預託金方式による県・市町協調融資制度</p> <p>【小口融資】 (資金用途、融資金額、返済方法) 設備資金700万円 72ヶ月払い(6ヶ月据置) 運転資金650万円 48ヶ月払い(4ヶ月据置)</p> <p>(利息) 日歩2銭4厘以内</p> <p>(預託金) 900万円</p>		<p>対応策</p> <p>高松市の制度に統一する。</p>	
3 中小企業公害防止施設整備資金融資	<p>中小企業公害防止施設整備資金融資規程に基づき資金融資をする。</p> <p>(資金用途) 1. 公害防止施設の設置または改善資金 2. 移転資金(用地費は除く)</p> <p>(融資金額) 1,000万円以内</p>	該当なし。		<p>調整案</p> <p>高松市の制度に統一する。</p>	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 12 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類		中小企業等融資制度			
現 況					
項 目	高 松 市	香 南 町			
4 同和対策小規模企業融資	<p>同和対策小規模企業融資規程に基づき事業資金等を融資し、育成振興を目的とする。</p> <p>(資金使途) 運転資金・設備資金</p> <p>(融資金額) 運転資金 400万円以内 設備資金 450万円以内 設備近代化資金 700万円以内 開業資金 350万円以内</p>	高松市と同じ。	<p>問 題 点 ・ 課 題</p> <p>対 応 策</p> <p>調 整 案</p> 		
5 中小企業団体等融資	<p>中小企業団体等融資対策資金制度要綱に基づき事業協同組合に対し、資金融資し、育成振興を目的とする。</p> <p>(資金使途) 運転資金</p> <p>(融資金額) 500万円以内</p>	該当なし。			

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業	
分類	計量検査事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 実施機関	中核市として、高松市が実施	香川県において、同様の業務を実施。
2 特定計量器定期検査事業	<p>1 検査時期 一般のはかり等は偶数年度の10～11月に西地区、奇数年度の10～11月に東地区で実施。1t超の大型はかりは、全市域、偶数年度7月に実施。</p> <p>2 検査件数等 西地区 538件 1,757台 東地区 445件 1,598台 大型はかり 6件 18台 (H14・15年度実績)</p> <p>3 検査会場 地区公民館(駐車場を確保できない一部市街地では小学校・公園を使用)。</p>	<p>1 (参考)検査時期 一般のはかり等は2年に1回4月頃実施、大型はかりについては、香川県により直接実施。</p> <p>2 検査件数等 一般はかり等 42件 118台 大型はかり 3件 3台 (H14年度実績)</p> <p>3 検査会場 中央公民館 1ヶ所</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関に差異がある。 ・合併した場合、香南町における検査会場を検討する必要がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。 ・香南町地域における検査会場については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時までに調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業		部会名	産 業
分 類	勤労者住宅融資資金貸付制度			
現 況				
項 目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 住宅資金融資	<p>(目的) 勤労者が高松市内に自らの居住するための住宅を新築、増改築または住宅を購入した際に、利子資金の還付を行う。 (融資限度額) 600万円 (還付額) 融資額の0.1%、最高6,000円を1回還付</p>	該当なし。		
対 応 策				
調 整 案				
高松市の制度を適用する。				

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業		部会名	産 業
分 類	高松テルサ運営事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	香 南 市 町		
1 施設概要	<p>(名称) 高松テルサ(勤労者等に対して文化、教養、研修、スポーツ等の場を提供し、もってその福祉の増進に寄与する。) 開館日 平成5年8月1日</p> <p>(所在地) 高松市屋島西町字新浜2366番地1</p> <p>(建物構造) 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建</p> <p>(敷地面積) 11,467.86㎡ (建築面積) 4,170.02㎡ (延床面積) 10,993.83㎡</p> <p>テルサ = 「都市」の「勤労者」のための「リラックス」と「リフレッシュ」を目的とした「出会いの広がる」「アメニティ」の意味</p> <p>(施設内用) ・ホール (固定席506席・車いす席5) ・会議室(6)、文化教養室(4)、研修・視聴覚室(4) ・トレーニング・エクササイズ室(2) ・展示ホール ・宿泊室(洋室 = シングル11室、ツイン8室) (和室 = 4室)</p> <p>(駐車場) ・鉄骨造り2階建て(2層3段自走式) ・230台収容</p> <p>(管理運営) ・財団法人高松勤労者総合福祉振興協会へ委託</p>	該当なし。	問 題 点 ・ 課 題	
			対 応 策	
			調 整 案	高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業	
分類	観光振興計画	
現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町
1 目的	21世紀における本市のあるべき姿を展望し、観光振興施策の方向を明らかにする。	該当なし。
2 策定年度	平成10年11月	
3 計画期間	平成10年度 ~ 平成22年度	
4 内容	策定の趣旨 我が国の観光を取り巻く現状 観光の現状と課題 観光振興計画 計画推進の在り方	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
香南町では、観光振興計画を策定していない。

対 応 策
観光振興計画については、合併後速やかに、香南町地域を含めた計画に見直すものとする。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類	観光イベント振興事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	香 南 町		問 題 点 ・ 課 題
1 事業の内容	<p>【さぬき高松まつり】 (内容) 市最大のまつりであるさぬき高松まつりの準備業務・開催業務を担当している高松まつり振興会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松まつり振興会 (開催時期) 8月12日～14日</p> <p>【高松秋のまつり大名行列】 (内容) 高松市の四季を表す4大まつりの一つとして育成するとともに、高松南部地域の活性化に寄与するために、高松秋のまつり大名行列推進委員会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松秋のまつり大名行列推進委員会 (開催時期) 10月の第3土、日曜日</p> <p>【高松冬のまつり】 (内容) クリスマス時期に、中央公園やメインストリートに電飾を行い、中央公園では、ステージイベント等行っており、高松冬のまつり実行委員会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松冬のまつり実行委員会 (開催時期) 12月下旬</p>	<p>【ボンフェスティバルIN香南】 (内容) 町の活性化に寄与するため、地域のふれあい交流イベントとして、毎年、ボンフェスティバルIN香南を開催し、実行委員会に対して、補助金を支出している。 ・盆踊り、アトラクション、各種バザー、花火大会等 (実施主体) ボンフェスティバルIN香南実行委員会 (開催時期) 8月の第1日曜日 (平成15年度補助金額) 2,000千円</p>	<p>・開催事業に差異がある。 ・実施主体に差異がある。</p>	対 応 策
				<p>・香南町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。 ・事業の実施方法等については、実施団体の意向を尊重しながら、合併時まで調整するものとする。</p>
				調 整 案
				<p>高松市の制度に統一する。 香南町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業		部会名	産 業
分 類	観光イベント振興事業			
現 況				
項 目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
	<p>【桃太郎まつり】 (内容) 鬼無桃太郎神社で毎年3月に開催され、鬼無観光協会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 鬼無観光協会 (開催時期) 3月下旬の日曜日</p>			
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 12 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類		観光協会等の育成			
項 目		現 況		問 題 点 ・ 課 題	
		高 松 市	香 南 町	対 応 策	
1	観光協会等	(財)高松観光コンベンション・ビューロー (事業内容) コンベンションの誘致及び主催者に対する支援 観光客等の誘致及び受け入れ 観光及びコンベンションの広報及び宣伝 観光及びコンベンションの調査及び企画 観光及びコンベンションに関する情報の収集及び提供 (補助金額) 92,735,237円	該当なし。		
2	地区観光協会等	各地区の観光協会の年間事業に対して、補助金を支出している。 (補助金の支出先) 鬼ヶ島観光協会 香西観光協会 屋島山上観光協会 網敷観光協会 弦打観光協会 鬼無観光協会 仏生山観光協会 男木島観光協会 三谷観光協会 山田地区観光協会 (補助金額) 各地区観光協会への運営事務補助として、年180,000円を支出。ただし、屋島山上観光協会へは、年775,000円を支出。	該当なし。		
				調 整 案	
				高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類	観光施設運営等事業			
現 況				
項 目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 観光案内所	(概要) JR高松駅前のインフォメーションプラザにおいて、 観光案内及び宿泊案内を行っている。 (所在地) 高松市浜ノ町1番16号 (運営形態) 委託 (委託先) 〔観光案内〕 (財)高松観光コンベンション・ビューロー (委託料) 3,118,026円	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類	地域交流施設運営等事業			
現 況				
項 目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 地域交流施設	該当なし。	<p>【道の駅 香南楽湯】 (所在地) 香南町大字横井997番地2 (施設概要) ・温泉施設 ・休憩スペース ・レストラン ・駐車場 ・売店 (営業時間) 温泉施設 午前10時～午後10時 売店等 午前9時30分～午後10時 (入浴料金) [大人] 700円 [65歳以上・障害者] 500円 [小人] 300円 [ひとつ風呂(50分間限定)] 500円 (運営形態) 第3セクターへ委託(香南地域振興有限公司)</p>	高松市には、同種の施設がない。	
対 応 策				
			「道の駅 香南楽湯」については、高松市に引き継ぐものとし、管理運営方法については、現行のとおりとする。	
調 整 案				
			「道の駅 香南楽湯」については、高松市に引き継ぐ。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 12 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類		自然歩道管理事業			
項 目		現 況		問 題 点 ・ 課 題	
		高 松 市	香 南 町	対 応 策	
1 自然歩道管理事業	該当なし。		四国自然歩道管理業務 (概要) 香川県から委託を受け、年2回、四国自然遊歩道のパトロール及び清掃活動を実施している。 (委託料) 65,500円 (運営形態) 直営		高松市は、市内にある四国自然歩道について、香川県から委託を受けていない。
					香川県からの四国自然歩道管理業務の受託については、高松市が引き継ぐ。
					香川県からの四国自然歩道管理業務の受託については、高松市が引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 12 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類		競輪運営事業			
項 目		現 況			
		高 松 市	香 南 町		
1 施設概要	(名称) 高松競輪場 (敷地面積) 86,342.31㎡ (競走路) 1周 400m (収容人員) 14,226人 ・中央スタンド1階 3,003人 ・中央スタンド2階 918人 ・西スタンド 8,175人 ・北スタンド 2,130人 (投票及び払戻関係) 投票所数 7か所(窓数 159).....最大 払戻所数 6か所(窓数 27).....最大	該当なし。			
2 開催日数	15年度実績 246日 (内訳) 本場開催日数 70日 場外開催日数 ・観音寺競輪 70日 ・その他の競輪 106日				
				問 題 点 ・ 課 題	
				対 応 策	
				調 整 案	
				高松市の制度を適用する。	

「農林水産関係事業について」に関する資料

財 産 区 事 務 に つ い て	45
水 田 農 業 構 造 改 革 事 業 に つ い て	46~47
麦 生 産 振 興 事 業 に つ い て	48
農 業 団 体 育 成 事 業 に つ い て	49~51
園 芸 団 体 育 成 事 業 に つ い て	52~54
有 害 鳥 獣 駆 除 事 業 に つ い て	55
森 林 組 合 等 育 成 事 業 に つ い て	56
さぬき農村ふれあい特区推進事業について	57
農 林 施 設 に つ い て	58~69
水 産 振 興 に つ い て	70~71
農 業 経 営 者 協 議 会 に つ い て	72
土 地 改 良 事 業 に つ い て	73
土 地 改 良 区 等 運 営 補 助 制 度 に つ い て	74
地 籍 調 査 事 業 に つ い て	75
中 央 卸 売 市 場 運 営 事 業 に つ い て	76

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業		
分類	財産区事務		
現 況			
項目	高 松 市		香 南 町
1 名称等	名称	区域	山林面積ha
	弦打財産区	弦打地区	7.3
	雌雄島財産区	雌雄島地区	78.3
	鬼無財産区	鬼無地区	99.0
	香西財産区	香西地区	118.1
	下笠居財産区	下笠居地区	136.1
2 機関	名称	設置日	定数
	弦打財産区管理会	H10.4.1	7
	雌雄島財産区管理会	H12.4.1	7
	鬼無財産区議会	S32.1.24	14
	香西財産区議会	S32.1.24	12
	下笠居財産区議会	S32.1.24	14
3 管理委員・議員の選任・選挙	・財産区管理会の委員は、市長が選任する。 ・財産区議会を設置している財産区は、公職選挙法により選挙を行い、議員を選出している。		
4 委員等報酬・費用弁償	・管理委員報酬 日額 3,000円 ・議員報酬 年額 60,000円 ・費用弁償 実費弁償(日額 5,100円)		
5 管理委員の公務災害補償	高松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例の例による。		

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 13 農林水産関係事業		部 会 名	産 業
分 類		水田農業構造改革事業			
項 目		高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 地域水田農業推進協議会	<p>(名称) 高松市地域水田農業推進協議会 (組織) 高松市、農業関係団体及び各種農業関係者で構成 (協議会員数15名) (目的) 地域における需要に応じた米の生産の推進を図るとともに、水田農業構造改革交付金等の活用を通じ、対策の推進、水田を活用した作物の産地づくりの推進、担い手育成等に資する。 (水田農業構造改革交付金) 麦、大豆、飼料作物、たばこ及び推進作物(9品目)の作付け実績に応じた金額を交付する。 〔平成16年度予算〕 ・産地づくり事業 105,424千円 ・特別調整促進加算 1,750千円 ・麦大豆品質向上対策 3,900千円 ・耕畜連携推進対策 650千円</p>	<p>(名称) 塩江・香川・香南地域水田農業推進協議会 (組織) 塩江町、香川町、香南町及び農業関係団体等で構成 (協議会員数26名) (目的) 高松市と同じ。 (水田農業構造改革交付金) 麦、大豆、飼料作物、ソバ及び推進作物(7品目)に対し交付する。また、香南町は重点作物として青ネギを推進している。 〔平成16年度予算〕 ・産地づくり事業 16,222千円 ・特別調整促進加算 80千円 ・麦大豆品質向上対策 4,134千円 ・耕畜連携推進対策 260千円</p>	<p>・両市町の地域水田農業推進協議会の組織に差異がある。 ・水田農業構造対策交付金について、香南町では重点作物として青ネギを定め、推進している。 ・集落実行組合長手当について、積算方法及び現地確認時報償に差異がある。 ・高松市では、景観作物推進事業を実施していない。</p>	<p>対 応 策</p> <p>・香南町が加入している、塩江・香川・香南地域水田農業推進協議会については、合併時に脱退する。 ・集落実行組合長手当については、高松市の制度に統一する。 ・高松市の推進協議会の推進作物に香南町の重点作物(青ネギ)を追加する。 ・香南町が実施している景観作物推進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。</p>	<p>調 整 案</p> <p>高松市の制度に統一する。 ただし、香南町が実施している景観作物推進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 13 農林水産関係事業		部 会 名	産 業
分 類		水田農業構造改革事業			
現 況					
項 目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題		
2 集落実行組合 長手当	<p>(活動に対する報償) 水田農業構造改革対策、実施計画の各農家への配布・収集・配分計画取りまとめ等の活動に対して報償を支給している。 (集落数) 633 集落 (農家戸数) 10,161 戸 (積算方法) 均等割(10%) + 戸数割(50%) + 面積割(40%) 〔平成15年度実績 3,481,500円〕 (現地確認時報償) 生産調整現地確認に同行する実行組合長、農業委員に対し、確認地の筆数等から算出した報償を支出している。 〔平成15年度実績 1,800,000円〕</p>	<p>(活動に対する報償) 高松市と同じ。 (集落数) 68集落 (農家戸数) 814戸 (積算方法) 5,000円(一律) 〔平成15年度実績 340,000円〕 (現地確認時報償) 生産調整現地確認に同行する実行組合長に対し、一律(4,000円)で報償を支出している。 〔平成15年度実績 272,000円〕</p>			
3 景観作物推進 事業	該当なし。	<p>(目的) 転作田の景観作物としてコスモス種子代及び肥料代に対し町単独で補助している。 (補助単価) 15円 / m²(コスモス種子代10円、肥料代5円) (補助額) 427千円〔平成15年度実績〕</p>			
			対 応 策		
			調 整 案		

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業		部会名	産 業
分 類	麦生産振興事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	香 南 町		
1 麦作生産推進事業	<p>(目的) 良質麦の計画的・安定的な生産及び生産性の向上を図る。</p> <p>(事業内容) 麦種子更新経費に対し30%の補助金を交付する。</p> <p>(対象面積) 193ha(平成15年度実績)</p> <p>(補助額) 1,805千円(平成15年度実績)</p>	<p>(目的) 香南町における麦作を促進し地域農業の振興を図る。</p> <p>(事業内容) 麦の作付けが行われた水田を対象に、2,000円/10aの補助金を交付する。</p> <p>(対象面積) 7931.5a(平成15年度実績)</p> <p>(補助額) 1,587千円(平成15年度実績)</p>	問題点・課題	<p>目的及び事業内容に差異がある。</p>
			対応策	<p>香南町が実施している麦作生産推進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。</p>
			調 整 案	<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香南町が実施している麦作生産推進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-13 農林水産関係事業	
分類	農業団体育成事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 生活研究グループ	<p>(名称) 生活研究グループ</p> <p>(目的) 農山村型ライフスタイルの実現を目指し、生活向上の学習活動・地域農林水産物の活用・担い手の能力開発を行う。</p> <p>(構成) 12団体 236名</p>	<p>(名称) 生活改善クラブ連絡協議会</p> <p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(構成) 10団体 72名</p>
2 農業後継者グループ	<p>(名称) 農業後継者クラブ</p> <p>(目的) 農業後継者相互の連絡、情報交換を行い農業経営者の育成と農業経営の安定を図る。</p> <p>(構成) 11団体 196名</p>	<p>(名称) 農業後継者クラブ香南町和光会</p> <p>(目的) 農村青少年の活動を助長するとともに、会員相互の連絡を密にし、地域農業の発展と会員の人格形成を図る。</p> <p>(構成) 1団体 9名</p>
3 農業担い手育成連絡協議会	該当なし。	<p>(名称) 香川地区農業担い手育成連絡協議会</p> <p>(目的) 香南、香川、塩江町内における近代的な農業経営を担当するにふさわしい者の育成を図るため、農業の担い手育成に関する総合的な企画、調整及び事業の推進なども行い、もって地域農業の発展に寄与する。</p> <p>(構成) 香川県農協香川支店、香南町、香川町、塩江町、各町農業委員会、東讃農業改良普及センター</p> <p>(補助額) 95千円(15年度実績)</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・生活研究グループ・農業後継者グループに差異がある。</p> <p>・高松市では、農業担い手育成連絡協議会、農業機械銀行、農業機械銀行推進協議会及び肉牛研究会が設置されていない。</p> <p>・酪農組合に差異がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>・香南町の生活改善クラブ連絡協議会は、高松市の生活研究グループの構成団体として取り扱う。</p> <p>・香南町の農業後継者クラブ香南町和光会は、高松市の農業後継者クラブの構成団体として取り扱う。</p> <p>・香南町が実施している農業担い手育成連絡協議会、農業機械銀行、農業機械銀行推進協議会、酪農組合及び肉牛研究会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。</p> <p>・香南町の由佐酪農組合員については、高松市のホルスタインクラブへの加入を促す。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香南町が実施している農業担い手育成連絡協議会、農業機械銀行、農業機械銀行推進協議会、酪農組合及び肉牛研究会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業	
分類	農業団体育成事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
4 農業機械銀行	該当なし。	<p>(名称) 香南町農業機械銀行</p> <p>(目的) 香南町内の農業者から委託された農作業を受託し、地域の農業生産の安定的増大を図るとともに、農業経営の近代化に資する。</p> <p>(補助額) 運営補助 200千円 農作業受託補助 681千円 〔平成15年度実績〕</p> <p>(構成) 受託者総数 21人</p>
5 農業機械銀行推進協議会	該当なし。	<p>(名称) 香川地区農業機械銀行推進協議会</p> <p>(目的) 農作業の合理化を通じ、農業経営近代化に資するため、農業機械銀行の推進と、その円滑な運営を行う。</p> <p>(構成) 香川県農協香川支店、香南町、香川町、塩江町</p> <p>(補助額) 6,000円〔平成15年度実績〕</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-13 農林水産関係事業	
分類	農業団体育成事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
6 酪農組合	(名称) 高松市ホルスタインクラブ (事業内容) 乳用牛の改良についての研究、研修活動費に対し助成する。 (構成) 酪農家 8名 (補助額) 170千円(平成15年度実績)	(名称) 香南町由佐酪農組合 (事業内容) 高松市と同じ。 (構成) 酪農家 8名 (補助額) 30千円(平成15年度実績)
7 肉牛研究会	該当なし。	(名称) 香川県農協香川支部肉牛研究会 (事業内容) 肉用牛の改良についての研究、研修活動費に対し助成する。 (構成) 肉牛農家 12名 (補助額) 30千円(平成15年度実績)

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目		24 - 13 農林水産関係事業		部会名	産業
分類		園芸団体育成事業			
		現況			
項目	高松市	香南町	問題点・課題		
1 園芸特産振興協議会	<p>(目的) 高松市内の園芸特産の振興・発展を図る。</p> <p>(組織) JA香川県役職員、生産者、東讃農業改良普及センター職員、市職員</p> <p>(補助額) 800,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 共進会・品評会の開催、視察研修会の開催、展示会(高松市園藝展)の開催、市内園芸産物のPR活動、農業体験事業の実施</p>	該当なし。	<p>・香南町では、園芸特産振興協議会、柑橘共同選果場、植木盆栽センター、葉たばこ共同施設利用組合、花卉研究会がない。</p> <p>・高松市では、園芸生産組合がない。</p> <p>・園芸振興共進会奨励事業、果樹産地整備促進事業の補助額及び事業内容に差異がある。</p>		
2 柑橘共同選果場	<p>(目的) 果樹産地(特に柑橘)銘柄高揚のため、生産組織・生産基盤の強化拡大を図る。</p> <p>(組織) JA香川県</p> <p>(補助額) 325,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 柑橘代表者会の開催、柑橘品質調査の実施、産地体質強化のための会議開催</p>	該当なし。	<p>対応策</p> <p>高松市の制度に統一する。 ただし、香南町が実施している園芸生産組合に対する補助、園芸振興共進会奨励事業及び果樹産地整備促進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。</p>		
3 植木盆栽センター	<p>(目的) 盆栽植木の普及と品質向上による有利販売を図るため、盆栽祭り等を通じた盆栽産地を育成する。</p> <p>(組織) 香川県鬼無植木盆栽センター(盆栽生産者)</p> <p>(補助額) 410,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 鬼無盆栽植木まつりの開催、盆栽PR行事の実施</p>	該当なし。	<p>調整案</p> <p>高松市の制度に統一する。 ただし、香南町が実施している園芸生産組合に対する補助、園芸振興共進会奨励事業及び果樹産地整備促進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。</p>		

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 13 農林水産関係事業		部会名	産業
分類		園芸団体育成事業			
		現況			
項目	高松市	香南町		問題点・課題	
4 葉たばこ共同施設利用組合	<p>(目的) 良質乾燥葉たばこの生産と乾燥経費の軽減を図る。</p> <p>(組織) 葉たばこ生産者</p> <p>(補助額) 246,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 葉たばこ共同乾燥施設の運営</p>	該当なし。			
5 花卉研究会	<p>(目的) 地域や情勢に適した品種・品目を選定・導入し、特色ある花卉産地の育成を図る。</p> <p>(組織) 高松市内の花弁生産者</p> <p>(補助額) 492,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 新品種導入試験、先進地視察研修</p>	該当なし。			
6 園芸生産組合	該当なし。	<p>(目的) 香南町内の園芸特産の振興・発展を図る。</p> <p>(組織) 花き、ミニトマト、青ネギ、柿、桃、キュウリ、ブドウ、イチゴの生産組合及び農業を考える会</p> <p>(補助額) 90千円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 各生産物の栽培研究及び研修会の開催</p>			
				対応策	
				調整案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業		部会名	産 業
分 類	園芸団体育成事業			
		現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
7 園芸振興共進 会奨励事業	(目的) 花き、ブドウ、ミカン等各共進会賞金として10千円 を交付する。 (補助額) 80千円(平成15年度実績)	(目的) ブドウ、柿、桃の各生産組合の共進会賞金として 50千円を交付する。 (補助額) 150千円(平成15年度実績)		
8 果樹産地整備 促進事業	(目的) 高松市独自の個性豊かな果樹産地づくりを推進 し、農家の経営安定を図る。 (事業内容) 優良品種への改植、生産資材の導入等に対し市 単独の事業により補助金を交付する。 (補助率) 30% (補助額) 812千円(平成15年度実績)	(目的) 果樹農業の振興により農家経済の向上と安定を図 る。 (事業内容) ブドウ、柿、桃の栽培事業に対し町単独事業により 補助金を交付する。 (補助率) 30% (補助単価) 開墾と植栽 5千円/10a(ブドウ6千円/10a) 植栽 2千円/10a(ブドウ5千円/10a) 改植 1/3の補助 (補助額) 47千円[平成15年度実績]	対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業	
分類	有害鳥獣駆除事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 補助事業	<p>(目的) イノシシ等による農林産物の被害を防除し、農林業の保護と育成を図る。</p> <p>(内容) 指定された期間中にイノシシまたはサルを捕獲したのに対し、1万円/頭(県5千円、市5千円)の補助金を交付している。</p>	高松市と同じ。
2 市・町単独事業	該当なし。	<p>(目的) イノシシ等から農林産物の被害を防除する。</p> <p>(事業名) イノシシ等被害防止対策事業</p> <p>(事業内容) 農作物等に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲団体に対し活動助成金を交付する。</p> <p>(補助団体) 香川県猟友会香川支部</p> <p>(補助金額) 上限 50千円 (平成15年度実績 47千円)</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、単独事業を実施していない。

対 応 策
香南町が実施しているイノシシ等被害防止対策事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、香南町が実施しているイノシシ等被害防止対策事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業	
分類	森林組合等育成事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 補助団体	香川東部森林組合	該当なし。
2 目的	森林資源の培養と、山村地域の振興、森林の持つ公益的機能を増進するため、東部森林組合の育成を図る。	
3 内容	香川東部森林組合の健全運営と、健全な森林づくりのため、補助を実施している。 ・森林組合作業班員確保対策補助 ・森林巡視補助	
4 補助額	600,000円 (平成15年度実績)	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業		部会名	産 業
分 類	さぬき農村ふれあい特区推進事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 さぬき農村ふれあい特区推進事業	該当なし。	<p>(名称) さぬき農村ふれあい特区推進事業</p> <p>(目的) 都市住民の農業体験、その他農業・農村への理解を促すグリーン・ツーリズムの推進と特区制度の活用により農業生産法人の事業範囲を拡大し、地域農業の活性化を図る。</p> <p>(概要) 都市住民との交流促進の核となる「香南アグリム」で実施している農畜産物の生産販売、農業用施設の貸付、体験農園、農作業の受託、公園施設の管理業務等に加え、体験農園でのイベント、メニューの拡充、農園の拡大、収穫祭等多様な体験型グリーン・ツーリズムの振興を図る。</p> <p>(事業主体) 香南町</p> <p>(認定年月日) 平成15年11月28日</p>	高松市では、事業を実施していない。	
			対 応 策	
			香南町が実施しているさぬき農村ふれあい特区推進事業については、高松市に引き継ぐ。	
			調 整 案	
			香南町が実施しているさぬき農村ふれあい特区推進事業については、高松市に引き継ぐ。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業		部会名	産 業
分 類	農林施設			
	現 況			
項 目	高 松 市	香 南 町		
1 池西農村環境改善センター	該当なし。	<p>(名称) 池西農村環境改善センター</p> <p>(目的) 地域住民の集会所、研修施設</p> <p>(概要) ・平成元年度農村総合整備モデル事業により設置</p> <p>・敷地面積 1,804㎡ ・延床面積 636㎡ ・構造 鉄筋コンクリート造平屋建 ・多目的ホール、和室会議室、農事研修室、調理室</p> <p>(設置時期) 平成元年3月</p> <p>(使用料) 目的内の使用 無料 目的外の使用 ・多目的ホール 午前9時～午後5時 7,000円 ・和室会議室 午前9時～午後5時 4,000円 ・農事研修室 午後9時～午後5時 6,000円</p>	問 題 点 ・ 課 題	
			対 応 策	<p>香南町の農林施設については、高松市に引き継ぐ。 ただし、産地形成等促進施設及び産地直売所の管理運営方法については、現行のとおりとする。</p>
			調 整 案	<p>香南町の農林施設については、高松市に引き継ぐ。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業		部会名	産業
分類	農林施設			
	現 況			
項 目	高 松 市	香 南 町		
2 由佐農村環境改善センター	該当なし。	<p>(名称) 由佐農村環境改善センター</p> <p>(目的) 地域住民の集会所、研修施設</p> <p>(概要) ・平成5年度農村総合整備モデル事業により設置 ・敷地面積 1,608㎡ ・延床面積 591㎡ ・構造 鉄筋コンクリート造平屋建 ・多目的ホール、研修室、調理室、事務室</p> <p>(設置時期) 平成6年6月</p> <p>(使用料) 目的内の使用 無料 目的外の使用 多目的ホール 午前9時～午後5時 8,000円 研 修 室 午前9時～午後5時 6,400円</p>	問 題 点 ・ 課 題	
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業		部会名	産 業
分 類	農林施設			
現 況				
項 目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
3 吉光研修センター	該当なし。	(名称) 吉光研修センター (目的) 住民の農業経営・生活改善の研修、実践等 (概要) ・ 昭和57年度農用地利用増進特別対策事業により設置 ・ 敷地面積 318㎡ ・ 延床面積 129㎡ ・ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建 ・ 研修室、調理室 (設置時期) 昭和58年3月 (使用料) 目的内の使用 無料 目的外の使用 午前8時～午後5時 3,000円 午後6時～午後11時 5,000円		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業		部会名	産業
分類	農林施設			
	現況			
項目	高松市	香南町		
4 沖代共同作業所	該当なし。	(名称) 沖代共同作業所(香南町大字吉光) (目的) 共同農機具倉庫 (概要) ・昭和50年度農山漁村同和対策農業近代化施設整備事業により設置 ・敷地面積 350㎡ ・延床面積 94㎡ ・構造 鉄骨造平屋建 (設置時期) 昭和50年12月 (使用料) 無料	問題点・課題	
			対応策	
			調整案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業	
分類	農林施設	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
5 産地形成等促進施設	該当なし。	<p>(名称) 香南アグリーム(香南町大字岡)</p> <p>(目的) 地域農産物の生産、加工、販売、ハウス施設のリース、ふれあい農園の利用促進、体験農園の実施、生ゴミの堆肥化等により雇用拡大、地域住民の交流及び農業活性化を図る。</p> <p>(概要) <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 48,802㎡ ・産地形成促進施設(鉄骨鉄筋コンクリート造2階建、延床面積797㎡、工房、体験教室、展示販売室) ・リース施設(延床面積3,564㎡、鉄骨ハウス6棟) ・ふれあい農園(総面積2,000㎡、40区画) ・体験農園(農園面積6,800㎡) ・生ゴミ堆肥舎(鉄骨造り平屋建、延床面積108㎡) </p> <p>(運営方法) 平成13年4月に香南町、JA香川県、地元農家4名により設立した(有)香南町農業振興公社に運営を委託</p> <p>(事業費) 9,997千円 [平成15年度実績] <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理委託料 5,997千円 ・公園管理委託料 1,440千円 ・ハウス施設管理委託料 2,160千円 ・ふれあい農園管理委託料 400千円 </p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業		部会名	産業
分類	農林施設			
	現 況			
項目	高 松 市	香 南 町		
6 産地直売所	該当なし。	(名称) 香南朝市(香南町大字横井) (目的) 消費者に対し、新鮮・安全・安心な農産物を安定的に供給し、地産地消の推進と農家経営の安定を図る。 (概要) ・平成14年度香川県グリーン・ツーリズム推進事業により設置 ・敷地面積 108㎡ ・延床面積 108㎡ ・鉄骨プレハブ造平屋建、テント張り (設置時期) 平成14年5月 (運営方法) (有)香南町農業振興公社に運営委託。	問 題 点 ・ 課 題	
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業		部会名	産 業
分 類	農林施設			
現 況				
項 目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
7 岡集会所	該当なし。	(名称) 岡集会所(香南町大字岡) (目的) 住民の農業経営・生活改善の研修・実践等 (概要) ・ 昭和53年度農村基盤総合整備事業により設置 ・ 敷地面積 109㎡ ・ 延床面積 109㎡ ・ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建 ・ 研修室、調理室 (設置時期) 昭和53年6月 (使用料) 目的内の使用 無料 目的外の使用 午前8時～午後5時 3,000円 午後6時～午後11時 5,000円		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 13 農林水産関係事業		部会名	産業
分類		農林施設			
現況					
項目	高松市	香南町		問題点・課題	
8 原集会所	該当なし。	(名称) 原集会所(香南町大字由佐) (目的) 住民の農業経営・生活改善の研修・実践等 (概要) ・昭和55年度農業構造改善村落特別対策事業により設置 ・敷地面積 800 m ² ・延床面積 104.5 m ² ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建 ・研修室、調理室 (設置時期) 昭和56年3月 (使用料) 目的内の使用 無料 目的外の使用 午前8時～午後5時 3,000円 午後6時～午後11時 5,000円			
				対応策	
				調整案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 13 農林水産関係事業		部会名	産業
分類		農林施設			
		現況			
項目	高松市	香南町		問題点・課題	
9 西庄集会所	該当なし。	(名称) 西庄集会所(香南町大字西庄) (目的) 住民の農業経営・生活改善の研修・実践等 (概要) ・昭和55年度農業構造改善村落特別対策事業により設置 ・敷地面積 488㎡ ・延床面積 124㎡ ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建 ・研修室(2室)、調理室 (設置時期) 昭和56年3月 (使用料) 目的内の使用 無料 目的外の使用 午前8時～午後5時 3,000円 午後6時～午後11時 5,000円			
				対応策	
				調整案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業	
分類	農林施設	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
10 横井集会所	該当なし。	(名称) 横井集会所(香南町大字横井) (目的) 住民の農業経営・生活改善の研修・実践等 (概要) ・昭和57年度農用地利用増進特別対策事業により設置 ・敷地面積 298㎡ ・延床面積 134㎡ ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建 ・研修室、調理室 (設置時期) 昭和57年7月 (使用料) 目的内の使用 無料 目的外の使用 午前8時～午後5時 3,000円 午後6時～午後11時 5,000円

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業		部会名	産業
分類	農林施設			
	現況			
項目	高松市	香南町		問題点・課題
11 中央農村公園	該当なし。	(名称) 中央農村公園(香南町大字横井) (概要) ・昭和57年度農村基盤総合整備事業により設置 ・敷地面積 1,021m ² ・遊具4基、砂場 (設置時期) 昭和57年4月 (使用料) 無料		
12 大上親水公園	該当なし。	(名称) 大上親水公園(香南町大字由佐) (概要) ・平成7年度水環境整備事業により設置 ・敷地面積 7,400m ² ・休憩所、親水護岸 (設置時期) 平成8年4月 (使用料) 無料		対応策
				調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業	
分類	農林施設	
現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町
13 井原農村公園	該当なし。	(名称) 井原農村公園(香南町大字西庄) (概要) ・平成10年度農村総合整備モデル事業により設置 ・敷地面積 1,500㎡ ・ゲートボール場 1面、ベンチ (設置時期) 平成10年4月 (使用料) 無料
14 月見ヶ原公園	該当なし。	(名称) 月見ヶ原公園(香南町大字横井) (概要) ・平成14年度地域用水環境整備事業により設置 ・敷地面積 6,000㎡ ・遊歩道、せせらぎ水路、渡り橋、休憩所 (設置時期) 平成14年5月 (使用料) 無料

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目		24 - 13 農林水産関係事業		部 会 名	産 業
分 類		水産振興			
現 況					
項 目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題		
1 重要稚仔放流事業	<p>(目的) 瀬戸内海漁業の振興を図るため、放流事業を実施している。</p> <p>(放流魚種) べら種苗1,303kg</p> <p>(事業費) 1,953千円 (県1/2,市2/5の補助)</p> <p>(内容) 高松市瀬戸内漁業協同組合実施の放流事業に対し補助金を交付する。</p>	該当なし。			
2 水産団体育成事業	<p>(目的) 水産団体の事業活動の充実強化を図り、水産業の振興を図る。</p> <p>(団 体) 高松市漁業協同組合連絡協議会 高松地区海苔養殖研究会 漁業後継者クラブ(5団体) 高松地区底曳網協議会</p> <p>(事業費) 2,610千円</p> <p>(内 容) 水産団体の年間事業活動に対し2分の1以内を補助している。</p>	該当なし。			
対 応 策					
調 整 案					
					高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業	
分類	水産振興	
現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町
3 水産増養殖事業	<p>(目的) 沿岸漁業の振興を図るため、増養殖事業を実施している。</p> <p>(増養殖種等)</p> <p>【のり養殖冷凍予備網】 2,800枚〔平成15年度実績〕 事業主体:高松地区海苔養殖研究会</p> <p>【わかめ養殖種系】 620m〔平成15年度実績〕 事業主体:女木島・男木島・下笠居漁業協同組合</p> <p>【あわび種苗】 10,200個〔平成15年度実績〕 事業主体:女木島・男木島漁業協同組合</p> <p>【くるまえばい種苗】 10万尾〔平成15年度実績〕 事業主体:高松地区底曳網協議会</p>	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-13 農林水産関係事業	
分類	農業経営者協議会	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 南 町
1 農業経営者協議会	該当なし。	<p>(名 称) 香南町農業経営者協議会</p> <p>(目的及び経緯) 香川県農業会議の呼びかけにより、香南町農業委員会が事務局となり、認定農業者等企業的農業経営をめざす経営者が結集、連携し農業青色申告を基礎として地位の安定向上を図り、農業経営の健全な発展を期することを目的に設立された協会の運営及び活動に対し補助金を支出している。</p> <p>(事 業) ・会員相互の連絡強化 ・企業的農業経営の確立、発展に必要な農政上の諸対策 ・企業的農業経営の経営管理 ・企業的農業経営確立のための調査、研究、及び啓蒙普及 ・その他</p> <p>(構 成) 43人 (補助金額) 230千円〔平成15年度実績〕</p>

部 会 名	農 業 委 員 会
-------	-----------

問 題 点 ・ 課 題
香南町は、農業経営者協議会へ町単独事業として補助している。

対 応 策
香南町農業経営者協議会の活動に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について実施する。

調 整 案
香南町農業経営者協議会の活動に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について実施する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業	
分類	土地改良事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 事業主体	土地改良区(29団体) 共同施行体(17団体)	香南町 土地改良区(3団体)
2 国・県等補助事業	高松市土地改良事業補助規程及び実施要領に基づき、土地改良区等に対して補助金の交付をしている。 県営土地改良事業 事業の補助率 国 45～55% 県 25～33% 市 12～25% 地元 5% 団体営土地改良事業 事業の補助率 国 30～50% 県 10～25% 市 20～30% 地元 5～10% 単独県費補助土地改良事業 事業の補助率 県 50% 市 25～45% 地元 5～25%	香南町が事業主体となり、国・県の補助金の交付を受け、条例に基づき地元負担金を徴収して実施している。 県営土地改良事業 事業の補助率 国 55% 県 30% 町 10% 地元 5% 団体営土地改良事業 事業の補助率 国 30～50% 県 25～33% 町 20～30% 地元 5～10% 単独県費補助土地改良事業 事業の補助率 県 50% 町 20～47% 地元 3～30%
3 市・町単独事業	高松市土地改良事業補助規程及び実施要領に基づき、土地改良区等に対して補助金の交付をしている。 事業の補助率 市 85～100% 地元 0～15%	香南町土地改良事業補助条例及び施行規則に基づき、地元事業主体に対して補助金の交付をしている。 事業の補助率 町 40～50% 地元 50～60%

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・事業主体に差異がある。 ・国・県等補助事業及び市・町単独事業に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 香南町が事業主体として、合併後も継続する土地改良事業に限り、完了するまでの間、現行の香南町の補助制度を適用し、高松市が事業を実施するものとする。 なお、香南町地域において、平成20年度末を目標として、香南町全域を受益地とする土地改良区の設立を促すものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 香南町が事業主体として、合併後も継続する土地改良事業に限り、完了するまでの間、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業	
分類	土地改良区等運営補助制度	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 南 町
1 土地改良区等 運営補助事業	管内29土地改良区の育成指導及び土地改良区 の統廃合の整備推進を目的とした高松市土地改良区 連合会に運営費補助として支出している。 平成15年度 3,000,000円	香南南部土地改良区に運営費補助金として支出し ている。 平成15年度 400,000円

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
補助制度に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 香南町の土地改良区については、合併 時まで高松市土地改良区連合会への加 入を促すものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業	
分類	地籍調査事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 南 町
1 調査事業	<p>(目的) 国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図る。</p> <p>(実施期間) 昭和39年～昭和54年 調査済面積 173.50Km²</p>	<p>(目的) 高松市と同じ</p> <p>(実施期間) 昭和32年～昭和40年 全町実施済 15.31km²</p>
2 地籍管理	<p>(地籍図の修正) 平成11年度に作成した修正マニュアルに従い、修正登記の事務を行なっている。</p>	<p>(地籍図の修正) 修正マニュアルは作成していない。</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
香南町には、修正マニュアルがない。

対 応 策
香南町の地籍調査の成果を引き継ぐものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業	
分類	中央卸売市場運営事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 南 町
1 施設	<p>(名称) 高松市中央卸売市場(管理棟・青果棟・水産物棟・加工水産物等棟・花き棟など) (土地) 延べ:79,526㎡ (建物) ・ 管理棟 2,455㎡・青果棟 16,457㎡ ・ 水産物棟 11,731㎡・加工水産物棟ほか 6,860㎡ ・ 花き棟 3,306㎡ (概要) 中央卸売市場は、野菜、果実、魚類、花き等の生鮮食料品等の卸売のため開設される市場であって、卸売場、駐車場その他生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設け開場している。</p>	該当なし。
2 事業	<p>(業務) 卸売市場法、高松市中央卸売市場業務条例及び同施行規則等に基づいて、施設の維持・管理と業務の許認可をはじめ、適正な取引が行われるよう指導・監督する。 (業者数) ・ 青果部 卸業者 2・仲卸業者 18・売買参加者 84 ・ 水産物部 卸業者 2・仲卸業者 16・売買参加者 118 ・ 花き部 卸業者 1・仲卸業者 1・売買参加者 173 ・ 関連事業者 第1種関連事業者 6・第2種関連事業者 32</p>	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 策
高松市の制度を適用する。

協議第42号資料

「学校教育事業について」に関する資料

公立学校管理業務について	78
学校給食について	79
奨学制度等の支援助制度について	80
保護者負担軽減対策について	81~84
学校教育指導について	85
公立幼稚園について	86

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 学校教育事業	
分類	公立学校管理業務	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 南 町
1 幼稚園	(施設数) 18 園 (学級数) 70 学級 (園児数) 1,991 人	(施設数) 1 園 (学級数) 2 学級 (園児数) 50 人
2 小学校	(施設数) 41 校 1 分校 (学級数) 普通 579 学級 特殊 91 学級 (児童数) 普通 18,242 人 特殊 217 人	(施設数) 1 校 (学級数) 普通 12学級 特殊 1学級 (児童数) 普通 423人 特殊 2人
3 中学校	(施設数) 18 校 (学級数) 普通 245 学級 特殊 40 学級 (生徒数) 普通 8,630 人 特殊 70 人	(施設数) 1 校 (学級数) 普通 8学級 特殊 1学級 (生徒数) 普通 232人 特殊 4人
4 高等学校	(施設数) 1 校 (学級数) 普通科 24 学級 音楽科 3 学級 補習科 1 学級 (生徒数) 普通科 960 人 音楽科 94 人 補習科 37 人	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
香南町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐ。

平成16年5月1日現在

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 19 学校教育事業	
分類	学校給食	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 市 町
1 調理・配送方法	単独調理場22ヶ所、共同調理場17ヶ所において、市立小・中学校60校(小学校42校(分校1校を含む)中学校18校)の給食調理をしている。 共同調理場から、関係する小・中学校20校へ業者委託により給食の配送をしている。	香南町立学校給食センターにおいて、幼稚園1園、小学校1校、中学校1校の給食調理をしている。 職員が運搬車により配送・コンテナ洗浄等をしている。
2 給食費	(幼稚園) 該当なし。 (小学校) 低学年 210 円 / 1食 中学年 225 円 / 1食 高学年 240 円 / 1食 (中学校) 260 円 / 1食 「(財)高松市学校給食会が設置している給食費検討委員会(小中学校長、保護者代表等で構成)において給食費を決定している。」	(幼稚園) 196 円 / 1食 (小学校) 232 円 / 1食 (中学校) 271 円 / 1食 「香南町立学校給食センター内に設置している学校給食運営委員会(教育委員、幼小中学校長、各保護者代表、学校医等で構成)において、給食費の審議をしている。」
3 献立作成方法	担当栄養職員が献立原案を作成し、献立原案作成部会において検討した後、献立委員会に諮り、献立が決定する。 なお、献立原案作成部会や献立委員会は(財)高松市学校給食会が設置している。 (献立委員会) (開催回数) 1回 / 月 (委員構成) 学識経験者(医師)、小・中学校長(理事)、小・中学校PTA代表(理事)、学校栄養職員、調理員、教育委員会職員	栄養職員が献立原案を作成し、献立委員会で決定する。 (献立委員会) (開催回数) 1回 / 月 (委員構成) 教育長、幼稚園長、小・中学校給食主任教諭、栄養士、給食センター事務職員
4 給食材料購入方法	決定した献立に基づいて、学校給食会が設置する物資購入委員会において物資の確認等をした後、学校給食会において一括購入する。 なお、物資購入委員会は(財)高松市学校給食会が設置している。	決定した献立に従い、香南町立学校給食センターに契約に基づいて購入する。
5 幼稚園給食	該当なし。	香南町立学校給食センターで、小・中学校の給食と同じ献立で調理している。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・調理・配送方法、給食費、献立作成方法及び給食材料購入方法に差異がある。 ・高松市では幼稚園給食を実施していない。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域の学校給食及び幼稚園給食については、香南町立学校給食センターにおいて、実施するものとする。 給食配送方法については、合併時まで調整する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域の学校給食及び幼稚園給食については、香南町立学校給食センターにおいて、実施するものとし、給食配送方法については、合併時まで調整する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 学校教育事業	
分類	奨学制度等の支援制度	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 奨学制度	<p>(奨学金支給制度) 支給対象 高松市に住所を有し、成績優秀かつ向学心の盛んな生徒で、家庭の経済的理由のため高等学校への進学が困難な者 支給金額 9,000 円/月</p> <p>(高等学校等入学準備金貸付制度) 貸付対象 高松市に住所を有し、高等学校等に入学を希望する者の保護者で、入学準備金の調達が困難な者 貸付限度額(無利子) 国・公立学校 100,000円以内 私立学校 150,000円以内 返還方法 6ヶ月据え置きの後、25ヶ月以内の割賦弁済</p>	該当なし。
2 要保護及び準要保護児童生徒就学奨励事業	<p>(学用品費、通学用品費等) 国の基準で支給している。 (学校給食費) 実費を支給している。 (修学旅行費) 実費を支給している。 (市単独分) 算数セット及び英和辞典等の新入学児童生徒学用品費(限度額あり)や集団宿泊学習費を支給している。</p>	<p>(学用品費、通学用品費等) 高松市と同じ。 (学校給食費) 高松市と同じ。 (修学旅行費) 高松市と同じ。 (町単独分) 該当なし。</p>
3 特殊教育児童・生徒就学奨励事業	学用品費、通学用品費等、要保護および準要保護児童生徒就学奨励費の半額を支給。ただし、通学費については実費を支給している。	高松市と同じ。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・香南町では、奨学制度がない。 ・要保護及び準要保護児童生徒就学奨励事業について、香南町では町単独分を支給していない。</p>

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 19 学校教育事業																							
分類	保護者負担軽減対策																							
項目	高松市	香南町																						
1 就園奨励費補助	<p>(対象) 市内に住所を有し、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者で、市民税が102,100円以下の世帯</p> <p>(支給額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>授業料等減免措置階層区分</th> <th>減免限度額(円) (1人当たり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市立幼稚園</td> <td>市民税所得割額非課税世帯(生活保護世帯を含む)</td> <td>第1子 20,000 第2子 42,000 第3子 64,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">私立幼稚園</td> <td>市民税非課税世帯(生活保護世帯を含む)</td> <td>第1子 137,700 第2子 196,000 第3子 253,000</td> </tr> <tr> <td>市民税所得割額非課税世帯</td> <td>第1子 104,900 第2子 176,000 第3子 246,000</td> </tr> <tr> <td>市民税所得割額8,800円以下</td> <td>第1子 80,400 第2子 161,000 第3子 241,000</td> </tr> <tr> <td>市民税所得割額8,801円以上102,100円以下</td> <td>第1子 56,500 第2子 147,000 第3子 237,000</td> </tr> </tbody> </table>	授業料等減免措置階層区分	減免限度額(円) (1人当たり年額)	市立幼稚園	市民税所得割額非課税世帯(生活保護世帯を含む)	第1子 20,000 第2子 42,000 第3子 64,000	私立幼稚園	市民税非課税世帯(生活保護世帯を含む)	第1子 137,700 第2子 196,000 第3子 253,000	市民税所得割額非課税世帯	第1子 104,900 第2子 176,000 第3子 246,000	市民税所得割額8,800円以下	第1子 80,400 第2子 161,000 第3子 241,000	市民税所得割額8,801円以上102,100円以下	第1子 56,500 第2子 147,000 第3子 237,000	<p>(対象となる範囲) 香南町立幼稚園に就園する4・5歳児の保護者で下記の減免規程に該当する者</p> <p>(支給額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>減免することのできる世帯</th> <th>減免する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町立幼稚園</td> <td>生活保護世帯 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯</td> <td>授業料の年額 62,400円</td> </tr> <tr> <td>私立幼稚園</td> <td>該当なし。 香南町では、私立幼稚園がない。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	減免することのできる世帯	減免する額	町立幼稚園	生活保護世帯 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	授業料の年額 62,400円	私立幼稚園	該当なし。 香南町では、私立幼稚園がない。	
授業料等減免措置階層区分	減免限度額(円) (1人当たり年額)																							
市立幼稚園	市民税所得割額非課税世帯(生活保護世帯を含む)	第1子 20,000 第2子 42,000 第3子 64,000																						
	私立幼稚園	市民税非課税世帯(生活保護世帯を含む)	第1子 137,700 第2子 196,000 第3子 253,000																					
		市民税所得割額非課税世帯	第1子 104,900 第2子 176,000 第3子 246,000																					
市民税所得割額8,800円以下		第1子 80,400 第2子 161,000 第3子 241,000																						
市民税所得割額8,801円以上102,100円以下	第1子 56,500 第2子 147,000 第3子 237,000																							
減免することのできる世帯	減免する額																							
町立幼稚園	生活保護世帯 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	授業料の年額 62,400円																						
私立幼稚園	該当なし。 香南町では、私立幼稚園がない。																							
2 私立幼稚園就園費補助	<p>(対象) 市内に住所を有し、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者で、市民税が102,100円を超える世帯</p> <p>(補助額) 年額27,600円。途中入園の場合は月割となる。</p>	<p>該当なし。 香南町では、私立幼稚園がない。</p>																						

部会名	教育
-----	----

問題点・課題
<p>・就園奨励費補助及び第3子以降の幼稚園授業料等の軽減・助成制度に差異がある。</p> <p>・香南町では、大学等教育資金融資制度利用者利子補給制度を実施していない。</p> <p>・児童生徒副読本支給の費用負担率、中学校新人・総合体育大会補助及び学校行事等参加補助に差異がある。</p> <p>・高松市においては、クラブ・部活動等補助について実施していない。</p>

対応策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香南町地域における</p> <p>・運動部活動講師派遣事業については、現行のとおりとする。</p> <p>・クラブ・部活動等補助については、合併年度は現行のとおりとする。</p> <p>・中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p>

調整案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香南町地域における</p> <p>運動部活動講師派遣事業については、現行のとおりとする。</p> <p>クラブ・部活動等補助については、合併年度は現行のとおりとする。</p> <p>中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 19 学校教育事業	
分類	保護者負担軽減対策	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
3 第3子以降の幼稚園授業料等の軽減・助成制度	<p>(対象) 同一保護者が、現に養育している3人以上の児童のうち、その出生の順番が第3位以降であり、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者</p> <p>(補助額) 市民税の課税額により、6の階層に分け、就園奨励費の限度額を超えない金額</p>	<p>(対象) 扶養する18歳未満の子が3人以上いる世帯で出生順位が第3位以降の子が就園している世帯。</p> <p>(補助額) 授業料の半額。ただし所得税が非課税世帯は全額</p>
4 児童生徒副読本支給	<p>(費用負担) 高松市が負担</p> <p>(内容) ・小学校1～6年生「わたしたちの体育」、「道徳(なかよし・ともに生きる・わたしのいく道)」 ・小学校3～4年生に「高松の今と昔」 ・中学校1～3年生に「道徳(かけがえのない君だから)」</p>	<p>(費用負担) 保護者負担</p> <p>(内容) ・小学校1～6年生「わたしたちの体育」、「道徳(なかよし・ともに生きる・わたしのいく道)」 ・中学校1～3年生に「道徳(かけがえのない君だから)」 ・中学校1～3年生に「特活(スクール・スクールライフ)」 ・中学校1年生「保体(中学校体育実技)」</p>
5 大学等教育資金融資制度利用者利子補給制度	<p>金融機関から教育資金の融資を受けた保護者の経済的な負担を軽減するために、融資を受けた入学資金に係る約定利子(利子の年間支払額)のうち年利1%相当額(限度額2万円)を一定期間利子補給する。</p>	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 学校教育事業	
分類	保護者負担軽減対策	
現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町
6 中学校新人・総合体育大会	<p>(補助内容) 高松市中学校体育部に対し、大会に参加する生徒輸送費の保護者負担の軽減を図るため、補助金を交付している。補助金は、参加生徒輸送費支給基準により、一部補助している。</p> <p>(高松市中学校新人体育大会) 輸送費の一部を補助 (香川県中学校新人体育大会) 補助なし (高松市中学校総合体育大会) 輸送費の一部を補助 (香川県中学校総合体育大会) 補助なし (四国中学校総合体育大会) 交通費の全額を補助 (全国中学校総合体育大会) 交通費の全額を補助</p>	<p>(補助内容) 香南中学校体育部に対し、大会に参加する生徒輸送費の保護者負担の軽減を図るため、補助金を交付している。</p> <p>(香川郡中学校新人体育大会) 輸送費の全額を補助 (香川県中学校新人体育大会) 輸送費の全額を補助 (香川郡中学校総合体育大会) 輸送費の全額を補助 (香川県中学校総合体育大会) 輸送費の全額を補助 (四国中学校総合体育大会) 交通費・宿泊費の全額を補助 (全国中学校総合体育大会) 交通費・宿泊費の全額を補助</p>
7 学校行事等参加補助	<p>(小学校) 男木、女木小学校児童が体験学習の際に利用する船賃を支給。また、菅沢分校の児童が学校行事等で本校を往復する際のタクシー代を負担している。</p> <p>(中学校) 男木中学校生徒が体験学習の際に利用する船賃を支給。中学校体育部活動(新人・総体を除く)及び中学校文化部活動の大会参加に要する経費は、保護者負担している。</p>	<p>(小学校) 該当なし。</p> <p>(中学校) 学校行事及び体育部・文化部活動の参加に要する経費は、保護者負担の軽減を図るため、交通費、宿泊費の全額補助している。</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 19 学校教育事業		部会名	教育
分類	保護者負担軽減対策			
現 況				
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
8 クラブ・部活動等補助事業	該当なし。	(クラブ活動補助) ・小学校 児童数×400円 (部活動補助) ・中学校 生徒数×500円		
9 運動部活動講師派遣事業	(派遣種目) 柔道・剣道・なぎなた (派遣対象) 専門教員のいない中学校	(派遣種目) 野球・サッカー・ソフトボール		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 学校教育事業	
分類	学校教育指導	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 教育用パソコン整備状況	国の基準どおり、小中学校ともにパソコン教室は児童生徒1人1台を達成し、校内LAN関係では普通教室2台特別教室6台の整備を実施済み。	パソコン教室に40台(1人1台)を達成。構内LAN関係では普通教室・特別教室の整備を実施済み。中学校の図書室にはパソコン6台整備済み。 小・中学校共に20台のパソコンを普通教室及び特別教室に配備し、LANに接続できるように整備済み。
2 英語指導助手派遣	(配置状況) 市招致英語指導助手 5名を9中学校に配置 県招致英語指導助手 6名を9中学校に配置 (派遣回数) 小学校 要請により、派遣 中学校 3週間に約2回 幼稚園 該当なし。	(配置状況) 町招致英語指導助手 1名を中学校に配置 (派遣回数) 小学校 週2回 中学校 週3回 幼稚園 週1回

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
英語指導助手の配置状況、派遣回数に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり実施するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり実施するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 学校教育事業	
分類	公立幼稚園	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 幼稚園授業料の金額	月額 5,900円	月額 5,200円
2 幼稚園授業料の納付方法、納付時期	幼稚園が保護者より、その月の10日までに口座振替等で徴収。保護者より徴収した授業料をまとめて幼稚園が高松市に納入。	幼稚園が保護者より、その月の25日までに現金で徴収。保護者より徴収した授業料をまとめて幼稚園が香南町に納入。
3 幼稚園園児募集	園児募集要項を定め、広報、ホームページの掲載と各園に通知する。入園手続きは各園で実施する。募集定員を超えて応募の場合は、抽選会を実施し、入園者を決定する。	園児募集要項を定め、広報、防災無線で周知するとともに、該当児の保護者宛に入園案内を送付し募集する。
4 定員	(3歳児) 1クラス35人まで、25人を超えれば常勤講師を配置する。 (4歳児) 1クラス35人 (5歳児) 1クラス35人	(3歳児) 受け入れしていない。 (4歳児) 1クラス35人 (5歳児) 1クラス35人

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園授業料、授業料の納付方法、納付時期、園児募集方法に差異がある。 ・香南町では、3歳児を受け入れていない。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香南町地域における</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、4年度目において高松市の授業料と同額になるように段階的に調整するものとする。 ・幼稚園授業料の納付方法、納付時期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ・幼稚園児の受け入れについては、現行のとおりとする。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香南町地域における</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、4年度目において高松市の授業料と同額になるように段階的に調整するものとする。 幼稚園授業料の納付方法、納付時期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 幼稚園児の受け入れについては、現行のとおりとする。